

北海道環境基本計画 [第3次計画] (部会案) 新旧対照表

※赤字が第2次計画からの変更箇所 青字がR2.8.4 照会時点からの変更箇所

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p style="text-align: center;">北海道環境基本計画 [第2次計画] 改定版</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月 北海道</p>	<p style="text-align: center;">北海道環境基本計画 [第3次計画]</p> <p style="text-align: center;">(部会案)</p> <p style="text-align: center;">令和3年〇月 北海道</p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p data-bbox="172 218 388 258">第1章 総論</p> <p data-bbox="157 342 454 382">1 計画の基本的事項</p> <p data-bbox="157 390 543 430">(1) 計画の位置付け・性格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="181 474 1299 667">○ 環境基本計画は、環境基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするものです。 このため、平成20年3月に策定した環境基本計画 [第2次計画] (以下「[第2次計画]」という。) では、21世紀半ばを展望した長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する施策の基本的事項を示しています。 <li data-bbox="181 716 1299 867">○ この環境基本計画 [第2次計画] 改定版 (以下「改定計画」という。) は、[第2次計画] の見直し規定に基づき、[第2次計画] 策定後の施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、主に施策の方向や重点事項など「施策の基本的事項」に関して所要の改定を行ったものです。 <li data-bbox="181 915 1299 982">○ また、環境基本計画は、道の環境政策を推進する上での基本的な計画であることから、道の環境に関する個別の計画等は、この改定計画が示す方向に沿って策定・推進されるものです。 <li data-bbox="181 1031 1299 1140">○ さらには、この改定計画は、環境に関する特定分野別計画として、道の「新しい総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って見直しを行っており、総合計画と一体的に推進されるものです。 <li data-bbox="181 1188 1299 1297">○ なお、政府は、国全体としての環境政策の方向と取組の枠組を明らかにする第4次環境基本計画を定めていることから、国の環境基本計画との整合を図りながら、この改定を行っています。 <p data-bbox="157 1675 394 1715">(2) 計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="181 1759 1299 1911">○ 環境基本計画は、身近なごみ問題から、地球規模の環境問題まで、環境全般を対象とした計画です。 計画期間の設定に当たっては、特に地球環境問題のように長期的な視点に立って取り組むことが重要な問題などを考慮して、ある程度の幅を持たせることが必要です。 このようなことから [第2次計画] では、平成20年度からおおむね10年間を計画期間と 	<p data-bbox="1338 218 1555 258">第1章 総論</p> <p data-bbox="1323 342 1620 382">1 計画の基本的事項</p> <p data-bbox="1323 390 1709 430">(1) 計画の位置付け・性格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1347 474 2466 751">○ <u>北海道環境基本計画 (以下「環境基本計画」という。)</u> は、<u>北海道環境基本条例 (以下「環境基本条例」という。)</u> 第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにする<u>もので、平成10年3月に環境基本計画 [第1次計画] を策定しました。</u> <u>その後、平成20年3月に見直しを行い、環境基本計画 [第2次計画] (以下「第2次計画」という。) を策定し、平成28年3月には、施策の方向などについて見直しを行い、第2次計画改定版 (以下「改定計画」という。) を策定しています。</u> <li data-bbox="1347 915 2466 982">○ 環境基本計画は、道の環境政策を推進する上での基本的な計画であることから、道の環境に関する個別の計画等は、<u>環境基本計画</u>が示す方向に沿って策定・推進されています。 <li data-bbox="1347 1031 2466 1140">○ <u>同時に、この環境基本計画は、環境に関する特定分野別計画として、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿うものであり、適時に見直しを行いながら、総合計画と一体的に推進されるものです。</u> <li data-bbox="1347 1188 2466 1276">○ <u>また、政府においては、国全体としての環境政策の方向と取組の枠組を明らかにする第5次環境基本計画を平成30年度に策定しました。</u> <li data-bbox="1347 1325 2466 1465">○ <u>加えて、昨今の国際情勢としては、「持続可能な開発目標 (SDGs*)」や「パリ協定*」の採択など経済や社会の在り方が大きく変化しており、経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら、気候変動の影響への対処や脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することがより重要となっています。</u> <li data-bbox="1347 1514 2466 1623">○ <u>このような社会情勢の変化や、これまでの環境基本計画の進捗状況を踏まえ、今後の道の環境施策の方向性を示すために、環境基本計画 [第3次計画] (以下「[第3次計画]」という。) を策定しました。</u> <p data-bbox="1323 1675 1561 1715">(2) 計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1347 1759 2466 1944">○ 環境基本計画は、身近なごみ問題から、地球規模の環境問題まで、環境全般を対象とした計画です。 計画期間の設定に当たっては、特に地球<u>温暖化</u>のように長期的な視点に立<u>った施策の展開が求められる課題もあり、ある程度の幅を持たせる必要があることなどから、この「[第3次計画]」の期間については、次のとおりとします。</u> 	<p data-bbox="2510 638 2703 667">・計画の変遷記載</p> <p data-bbox="2510 1339 2703 1369">・昨今の情勢反映</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>し、計画の推進に取り組んできました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、環境基本計画は「総合計画が示す政策の基本的な方向に沿う」ものとされており、平成28年度からスタートする道の「新しい総合計画」との整合を図ることも重要です。 ○ また、この改定計画では、第2章の「施策の展開（施策の基本的事項）」について大きな見直しを行っており、その方向に基づく施策を実施し評価するためには、一定の期間が必要です。 ○ 以上のような視点に立って、この改定計画の期間については、次のとおりとします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">計画期間は平成28年度からおおむね5年</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">計画期間は令和3年度から概ね10年</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間更新
<p>(3) 計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基本計画では、長期目標と施策の基本的事項を定めることとしています。 ○ このため、21世紀半ばを展望した北海道の将来あるべき環境の姿とその具体的なイメージを将来像（長期目標）として示します（第1章3）。 また、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の展開（施策の基本的事項）を掲げます（第2章）。 「施策の展開」の中では、分野ごとにめざす姿を明らかにし、その実現のための施策展開における目標や、目標の達成状況及び施策の進捗状況を表す指標群を掲げるとともに、道の施策の方向と主な取組などについて記載します（第2章1及び2）。 	<p>(3) 計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基本計画では、長期目標と施策の基本的事項を定めることとしています。 ○ このため、<u>パリ協定なども踏まえ、2050年頃</u>を展望した北海道の将来あるべき環境の姿とその具体的なイメージを将来像（長期目標）として示すとともに（第1章3）、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の展開（施策の基本的事項）を掲げます（第2章）。 「施策の展開」については、<u>まず、今後の環境施策の基本となる「環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方」や環境以外の分野にまたがる「分野横断の取組」を記載した上で、「分野別の施策の展開」として、分野ごとにめざす姿やその実現に向けた基本的な方向性</u>、道の施策などについて記載します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期目標設定時期変更 ・構成の変更
<p>図1-1 計画の構成</p>	<p>図1-1 計画の構成</p>	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>(4) 各主体の役割等</p> <p>○ 長期目標の実現に向けて、計画を推進するためには、道民や事業者等の各主体が自主的、積極的に環境保全に取り組むことが重要です。 そこで、それぞれの主体に期待される役割を掲げます。</p> <p>《道民》 一人ひとりが環境問題への関心を持ち、理解を深めるとともに、「もったいない」の心を持ち、日常生活の中から積極的に環境に配慮した行動を実践することを期待します。 また、民間団体等が実施する環境保全活動に積極的に参加することを期待します。</p> <p>《事業者》 自らの事業活動が環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を展開するとともに、環境に関する取組状況を自ら公表することを期待します。</p> <p>《NPO等の民間団体》 環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に環境配慮の取組の環を広げることが期待します。 また、道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割を果たすことを期待します。</p> <p>《市町村》 環境基本計画の示す方向に沿って、地域の自然的・社会的特性を踏まえた総合的な環境施策を推進することを期待します。 また、環境に関する理解を深める機会や情報を提供することなどにより、住民等の環境に配慮した活動を促進することを期待します。</p> <p>《道》 道民、事業者、NPO等の民間団体、市町村との連携のもと、環境基本計画の示す方向に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進し、各主体の取組を支援するとともに、自らが実施する事務・事業において、率先して環境に配慮した行動を行います。 また、広域的な取組を必要とする課題などに対応するため、国や他県などの関係機関との連携を進めます。</p> <p>○ なお、北海道の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、情報発信に努め、北海道を訪れる観光客や北海道の環境のすばらしさに共感する人など北海道に関わりをもつ道外の人たち(ステークホルダー)に、道民や事業者などの取組や行政の施策への協力・支援を期待します。</p>	<p>(4) 各主体の役割等</p> <p>○ 長期目標の実現に向けて、計画を推進するためには、道民や事業者等の各主体が自主的、積極的に環境保全に取り組むことが重要です。 そこで、それぞれの主体に期待される役割を掲げます。</p> <p>《道民》 一人ひとりが環境問題への関心を持ち、<u>人間と環境との関わりについて</u>理解を深めるとともに、<u>持続可能な社会を意識して</u>、日常生活の中から積極的に環境に配慮した行動を実践することを期待します。 また、民間団体等が実施する環境保全活動に積極的に参加することを期待します。</p> <p>《事業者》 自らの事業活動が環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、<u>持続可能な社会の実現に向け</u>、環境に配慮した事業活動を展開するとともに、環境に関する取組状況を自ら公表することを期待します。</p> <p>《NPO等の民間団体》 環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に環境配慮の取組の環を広げることが期待します。 また、道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割を果たすことを期待します。</p> <p>《市町村》 <u>[第3次計画]</u>の示す方向に沿って、地域の自然的・社会的特性を踏まえた総合的な環境施策を推進することを期待します。 また、環境に関する理解を深める機会や情報を提供することなどにより、住民等の環境に配慮した活動を促進することを期待します。 <u>さらに、環境・経済・社会が相互に関連する中で、複数の異なる分野の課題を同時に解決するため、人材の育成、ICT*の活用といった分野横断的な取組を促進していくことを期待します。</u></p> <p>《道》 道民、事業者、NPO等の民間団体、市町村との連携のもと、<u>[第3次計画]</u>の示す方向に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進するとともに、各主体の取組を支援する<u>ほか</u>、自らが実施する事務・事業において、率先して環境に配慮して行動します。 また、広域的な取組を必要とする課題などに対応するため、国や他県などの関係機関との連携を進めます。 <u>さらに、環境・経済・社会が相互に関連する中で、複数の異なる分野の課題を同時に解決するため、人材の育成、ICTの活用といった分野横断的な取組を促進します。</u></p> <p>○ なお、北海道の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、情報発信に努め、北海道を訪れる観光客や北海道の環境のすばらしさに共感する人など北海道に関わりをもつ道外の人たち(ステークホルダー)に、道民や事業者などの取組や行政の施策への協力・支援を期待します。</p>	<p>・「分野横断的な取組」に係る記載追加</p> <p>・「分野横断的な取組」に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>○ また、長期目標の実現に向けて、各主体は、それぞれの役割を踏まえ、必要に応じて他の主体の役割を実践するなど多重的な役割もこなしながら、互いの得意分野を活かして連携・協働していくことが重要です。</p> <p>(5) 計画が対象とする環境保全の範囲</p> <p>○ 本計画が対象とする環境保全の範囲は、環境基本法が対象とする範囲と同様の考え方によります。</p> <p>そもそも「環境」は包括的な概念で、また、環境施策の範囲は時代の社会的ニーズや国民的意識の変化に伴い変遷していくものです。</p> <p>このため、その範囲を明確に示すことは難しいものです。</p> <p>しかし、本計画が対象とする環境保全の範囲としては、環境基本条例第9条に規定する施策の基本方針等を踏まえ、次のとおり想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水・土壌等の良好な状態の保持、廃棄物の適正処理など生活環境の保全 ・ 生物の多様性の確保、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境の保全 ・ 身近な緑や水辺とのふれあいなど心の豊かさが感じられる快適環境の創造 ・ 地球温暖化やオゾン層破壊の防止、資源の循環的利用やエネルギーの適正・有効利用などによる地球環境の保全 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>< 参考 > 環境基本条例第9条「施策の基本方針」</p> <p>第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>一 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。</p> <p>二 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。</p> <p>三 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。</p> <p>四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。</p> </div>	<p>○ また、各主体は、それぞれの役割を踏まえ、必要に応じて他の主体の役割を実践するなど多重的な役割もこなしながら、互いの得意分野を活かして連携・協働していくことが重要です。</p> <p>(5) 計画が対象とする環境<u>施策</u>の範囲</p> <p>○ 本計画が対象とする環境<u>施策</u>の範囲は、環境基本法が対象とする範囲と同様の考え方によります。</p> <p>「環境」は包括的な概念で、また、環境施策の範囲は時代の社会的ニーズや国民的意識の変化に伴い変遷していくものです<u>が</u>、環境基本条例第9条に規定する施策の基本方針等を踏まえ、次のとおり<u>と</u>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進による温室効果ガス*の排出削減などの地域から取り組む地球環境の保全</u> ・ <u>廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、バイオマス*の利活用などによる北海道らしい循環型社会の形成</u> ・ <u>すぐれた自然環境の保全、自然とのふれあいの推進などによる自然との共生を基本とした環境の保全と創造</u> ・ <u>大気・水などの生活環境の保全、化学物質による環境汚染の未然防止などによる安全・安心な地域環境の確保</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[参考] 環境基本条例第9条「施策の基本方針」</p> <p>第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>一 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。</p> <p>二 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。</p> <p>三 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。</p> <p>四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[参考] 「北海道環境宣言」</p> <p><u>道では、平成20年に開催された「北海道洞爺湖サミット」を機に、環境と調和した北海道づくりをめざし、北海道らしい環境に配慮したライフスタイルを確立するため、「地球を守る心」「もったいない心」「自然と共生する心」という3つの心をもって、二酸化炭素の排出削減やゴミの削減、自然とのふれあいといった環境にやさしい8つの行動を実践することなどに道民総意のもと取り組んでいく決意と行動を「北海道環境</u></p> </div>	<p>・ 条例の記載、後段の分野別施策と整合するよう変更</p> <p>・ 構成の変更 (「3 将来像」から移記)</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況</p> <p>(1) 社会経済の状況</p> <p>○ 北海道の総人口は、平成9年の約570万人をピークに減少に転じています。国の推計によると、平成22年の約550万人から平成52年には約419万人へと、131万人(23.9%)の人口減少が見込まれており、減少率は全国平均(16.2%)を大きく上回っています。</p> <p>また、地域別にみると、札幌とその周辺の都市部へ人口が集中しており、この傾向は今後も続く予想されています。</p> <p>少子高齢化も引き続き進行しており、高齢者の人口が約171万人となる平成52年には、その人口割合が4割を超える(40.7%)と見込まれています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><北海道の人口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人口 H17: 約563万人 → H22: 約550万人 → H52: 約419万人* ・年齢別人口 (15歳未満) H17: 約72万人 → H22: 約66万人 → H52: 約35万人* (65歳以上) H17: 約121万人 → H22: 約136万人 → H52: 約171万人* <p>※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(25年3月推計)をもとに道が推計</p> </div> <p>○ 人口減少の進行は、産業の担い手不足や生産・消費の縮小、地域のコミュニティ機能の低下、税収減・社会保障費の負担増による財政の制約など、経済や道民生活に様々な影響を及ぼします。</p> <p>人口減少の進行の緩和を図る方策とともに、人口減少が地域に与える様々な課題への対応を同時に進め、地域の特性を活かした持続可能な地域社会を築く必要があります。</p> <p>○ 北海道経済は、東日本大震災直後の自粛ムードが和らぐ中、生産活動が盛り上がり欠けるなど、一時は足踏み感がみられたものの、国内外の景況回復を背景とした消費者マインドの改善や円安及び海外直行便の就航などを背景とした海外からの来道客の増加などを受け、緩やかに持ち直しています。</p> <p>○ 東日本大震災により、私たちは、日々の暮らしが自然の脅威と常に隣り合わせにあり、災害に対する備えがいかに重要であるかを強く認識させられました。</p> <p>この教訓を踏まえ、本道においても、「北海道バックアップ拠点構想(H24.3)」により、国家規模の大規模自然災害のリスク低減に貢献していくための取組を進めるとともに、「北海道</p>	<p><u>宣言</u>」として発信しています。</p> <p>なお、「北海道環境宣言」において総合的な取組指針として策定することとしている「北海道環境行動計画」については、本計画がこれを兼ねるものとしています。</p> <p>2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況</p> <p>(1) 社会経済の状況</p> <p>○ <u>本道の人口は、平成9年(1997年)の約570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、平成27年(2015年)の人口はピーク時よりも約32万人少ない538.2万人となっています。</u></p> <p><u>1990年代後半、生産年齢人口は減少に転じ、高齢者人口が年少人口を上回りました。平成30年(2018年)の自然減は約32,000人、社会減は約3,700人となっています。平成14年(2002年)までは、死亡数が出生数を下回っていたため、「自然増」の状態が続いていましたが、平成15年(2003年)から死亡数が出生数を上回る自然減に転じています。</u></p> <p><u>未婚・晩婚・晩産化のほか、本道は全国と比較して核家族化が進んでいることや若年者の失業率が高いことなどから、全国より低い出生率が続いています。</u></p> <p><u>また、札幌市への人口集中が進んでおり、全道人口の3分の1を占める札幌市の低い出生率は、北海道全体の出生率に大きく影響しています。</u></p> <p><u>国の研究機関(国立社会保障・人口問題研究所)の推計方法に準拠した推計によると、今後、有効な対策を講じない場合、本道の人口は、2040年には428万人、2060年には320万人にまで減少すると見込まれます。</u></p> <p>○ 北海道経済は、<u>北海道胆振東部地震の発生により国内外からの観光客の減少や生産活動の低下がみられたものの、「北海道ふっこう割」による観光需要の回復、挽回生産による持ち直しなどによって、緩やかに持ち直していましたが、令和2年に入り、全国で新型コロナウイルス感染症が流行し、全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出されるなど、社会、経済に様々な影響を及ぼしています。道内では、令和2年1月下旬に感染が確認されて以降、感染拡大が進み、その間、感染拡大防止のため、外出の自粛、催し物の開催制限、施設の使用制限の要請等が行われ、社会経済の活動レベルが大きく低下しましたが、その一方で、テレワークやオンライン授業の導入が進むなど社会システムの急速な変化が生じています。</u></p> <p>○ <u>平成28年の台風上陸に伴う十勝、上川地域などの大雨等による災害、平成30年の北海道胆振東部地震では、大規模な停電、水道の断水、災害廃棄物の発生など、私たちの日々の暮らしが自然の脅威と常に隣り合わせにあり、災害に対する備えがいかに重要であるかを強く認識させられました。</u></p>	<p>・近年の状況反映</p> <p>・構成の変更(後段の「3課題認識」と記述が重なるため削除)</p> <p>・新型コロナウイルス関連記載追加</p> <p>・近年の災害状況記載</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>強靱化計画 (H27.3)」に基づき、北海道強靱化を推進しています。</p> <p>○ 情報化社会が進展する中、道内においても全ての市町村でブロードバンド*環境が整備されていますが、最近では、スマートフォン*、タブレット端末*の急速な普及やソーシャルメディア*の利用拡大、クラウドサービス*の進展、ビッグデータ*・オープンデータ*の活用など、ますます技術が進歩し、IT*を利活用できる場面が更に広がってきています。力指数*は、0.389と全国平均の0.464に比べ低くなっています。</p> <p>○ 広大な行政面積を有する中で行政サービスを提供していることなどから、財政需要が多額となっていますが、それに見合う道税などの財源を確保できず、平成25年度決算後の財政力指数*は、0.389と全国平均の0.464に比べ低くなっています。 収支不足額は平成18年度をピークに徐々に減少しており、財政構造は着実に改善しているものの、今後も収支不足が発生する見通しにあり、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2) 環境の状況</p> <p>○ 大気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中の主な汚染物質は、概ね環境基準を達成しており、大気環境は良好な状態を維持しています。 ・平成21年に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM_{2.5}) *については、道内でも注意喚起を実施する事態が生じています。 <p>○ 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川における水質の環境基準達成率は高い状況となっていますが、湖沼など閉鎖性水域においては、依然として低くなっています。 ・地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性及び亜硝酸性窒素等による汚染が確認されています。 <p>○ 騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関する環境基準の達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音とも高い状況となっていますが、航空機騒音については新千歳空港・千歳飛行場で達成できていません。 <p>○ 廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3R*の進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は全国平均を上回っています。 	<p><u>道は被災地域の1日も早い復旧、復興の実現に向け、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」を策定し、国や関係機関等と連携して取り組んでいます。また、近年の自然災害の教訓などを踏まえ、令和2年3月に「北海道強靱化計画」を改定し、強靱化施策の充実・強化を図るなど、本道の強靱化を推進しています。</u></p> <p>○ 情報化社会が進展する中、スマートフォン、タブレット端末の急速な普及やソーシャルメディアの利用拡大、クラウドサービス*、<u>人工知能 (AI)</u> の進展、IoT*、ビッグデータ*・オープンデータ*の活用など、ますます技術が進歩し、ICT を利活用できる場面が更に広がってきています。<u>国では、こうした未来技術を最大限に活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立させる未来社会を「Society5.0」と位置付け、その実現に向けた取組を推進しているほか、道においても、未来技術を活用した活力にあふれる北海道の未来社会を描いた「北海道 Society5.0 構想」が北海道 Society5.0 懇談会で取りまとめられ、知事へ提言されたところです。「北海道 Society5.0」の実現に向けて、行政機関はもとより、産業界、研究機関など様々な企業、団体が連携して積極的な取組が進められることが期待されています。</u></p> <p>○ 広大な行政面積を有する中で行政サービスを提供していることなどから、財政需要が多額となっていますが、それに見合う道税などの財源を確保できず、平成30年度決算後の財政力指数*は、<u>約0.449</u>と全国平均の<u>約0.518</u>に比べ低くなっています。 収支不足額は平成18年度をピークに徐々に減少しており、財政構造は着実に改善しているものの、今後も収支不足が発生する見通しにあり、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2) 環境の状況</p> <p>○ 大気環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中の主な汚染物質は、概ね環境基準を達成しており、大気環境は良好な状態を維持しています。 ・微小粒子状物質 (PM_{2.5}) *については、<u>越境汚染の影響などにより</u>、道内でも注意喚起を実施する事態が生じています。 <p>○ 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川における水質の環境基準達成率は高い状況となっていますが、湖沼など閉鎖性水域においては、依然として低くなっています。 ・地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性及び亜硝酸性窒素等による汚染が確認されています。 <p>○ 騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関する環境基準の達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音は<u>9割以上、新幹線騒音は7割5分、航空機騒音は5割</u>という状況となっています。<u>新千歳空港・千歳飛行場での航空機騒音については達成できていません。</u> <p>○ 廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3R*の進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は全国平均を上回っています。 	<p>・「Society5.0」に関する記載追加</p> <p>・具体的な状況記載</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>• 産業廃棄物の排出量は、全国の約1割を占めており、このうち、半分を畜産業から排出される家畜ふん尿が占めています。 また、産業廃棄物の再生利用率は増加傾向にあり、全国平均と同程度となっています。</p> <p>○ 地球環境</p> <p>• 二酸化炭素等の温室効果ガス*排出量は、東日本大震災以降、電源構成の変化（火力発電の増加）などを受け増加傾向を示しています。 また、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、道民一人当たりの二酸化炭素の排出量や民生（家庭）部門・運輸部門からの排出割合が全国と比較して高くなっています。</p> <p>○ 自然環境</p> <p>• 広大な面積を持つ数多くの自然公園や全国的にも数少ない原生自然環境保全地域のほか、知床世界自然遺産*やラムサール条約*湿地等の日本を代表する又は国際的に貴重な「すぐれた自然」が残されています。</p> <p>• 森林は、天然林が約7割を占め、エゾマツなどの針葉樹とミズナラなどの広葉樹が混じり合った針広混交林が広がるなどの特徴があります。 また、森林面積は約554万haで、全国の約4分の1に相当しています。</p> <p>• 道内には、北方系の豊かな生物相が形成されていますが、エゾシカなど特定の種の増加や外来種の生息域拡大などにより、農林水産業等への被害や本来の生態系への影響が発生しています。</p> <p>(3) 道民の意識</p> <p>○ 平成25年9月に、道内に居住する満20歳以上の道民1,900人を対象に行った道民意識調査において、「環境問題への関心・考え方について」のアンケート調査を実施した結果、次のようなことが明らかになりました。</p> <p>○ 環境への関心と環境配慮行動について、環境への関心は高く（75.9%）、日常生活において環境に配慮した行動を行う人の割合も76.8%に達するなど、前回調査（平成18年度）と比較して大きく伸びており、道民の高い意識が伺えます。</p>	<p>• 産業廃棄物の排出量は、全国の約1割を占めており、このうち、半分を畜産業から排出される家畜ふん尿が占めています。 また、産業廃棄物の再生利用率は<u>横ばいですが</u>、全国平均を<u>若干上回っています</u>。</p> <p>○ 地球環境</p> <p>• 二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は、<u>事業者による電力使用量の減少などにより、近年は減少傾向</u>を示しています。<u>しかし</u>、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、道民一人当たりの二酸化炭素の排出量や民生（家庭）部門・運輸部門からの排出割合が全国と比較して高くなっています。 <u>近年、頻発する台風の上陸・接近や短時間強雨などの気候変動は、地球温暖化が一因とされ、災害の発生など日常生活や産業、自然生態系など幅広い分野への影響が顕在化してきています。</u></p> <p>○ 自然環境</p> <p>• <u>道内には国立公園6か所、国定公園5か所、道立自然公園12か所の自然公園が指定されており、箇所数、面積ともに全国の都道府県の中で最大です。また、全国に5か所ある原生自然環境保全地域のうち2か所が道内で指定されている</u>ほか、知床世界自然遺産*やラムサール条約*湿地が<u>13か所登録されているなど</u>、日本を代表し、国際的にも<u>重要な「すぐれた自然」</u>が残されています。</p> <p>• 森林は、<u>面積約554万haで全国の森林のおおよそ2割に当たり、そのうち天然林が約7割を占め、道南にブナなどの温帯林が見られることに加え、亜寒帯林のエゾマツ、トドマツなどの針葉樹と、ミズナラなどの多様な広葉樹が混生する針広混交林が広く分布し、そのほかにも高山植生や湿原、海岸草原など様々な植生が見られます。</u></p> <p>• <u>本道は、太平洋、日本海、オホーツク海に面しており、四方を海に囲まれています。長大な延長を持つ北海道の海岸では、人手が加わっていない自然海岸が比較的多く残され、海浜植物が生育し、野鳥の繁殖地にもなっています。また、浅海域では、河川の流入や潮の満ち引き、暖流と寒流のぶつかり合いから多様な海洋生物が生息・生育し、海藻やアマモが繁茂する藻場は魚類の産卵場や稚稚仔魚の生育場となっています。</u></p> <p>• 道内には、<u>本州以南とは異なる北方系の特色ある生物相が形成されており、植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫が1万5千種以上（亜種、植物は品種、変種を含む。）生息、生育しています。そのうち1千種以上が絶滅のおそれがあるなど保護上重要な種になっており、エゾオオカミやカワウソなど既に絶滅させてしまった種もある一方、エゾシカなど生息数の増加や生息域の拡大が著しい種や、アライグマなど人が持ち込んだ外来種が、本来の生態系や農林水産業等に深刻な被害をもたらす問題も広がっています。</u></p> <p>(3) 道民の意識</p> <p>○ <u>令和元年10月に</u>、道内に居住する満<u>18歳以上</u>の道民<u>1,500人</u>を対象に行った道民意識調査において、「<u>環境問題に関する道民の関心・取り組み状況</u>について」のアンケート調査を実施した結果、次のようなことが明らかになりました。</p> <p>○ 日常生活において環境に配慮した行動を行う人（<u>「十分行動している」+「少し行動している」</u>）の割合は<u>59.7%であり</u>、前回調査（平成<u>25年度</u>）と比較すると<u>17ポイント下がっています</u>。</p>	<p>• 近年の状況反映</p> <p>• 具体的な状況記載</p> <p>• 海洋に関する記載追加</p> <p>• 直近調査結果反映</p>

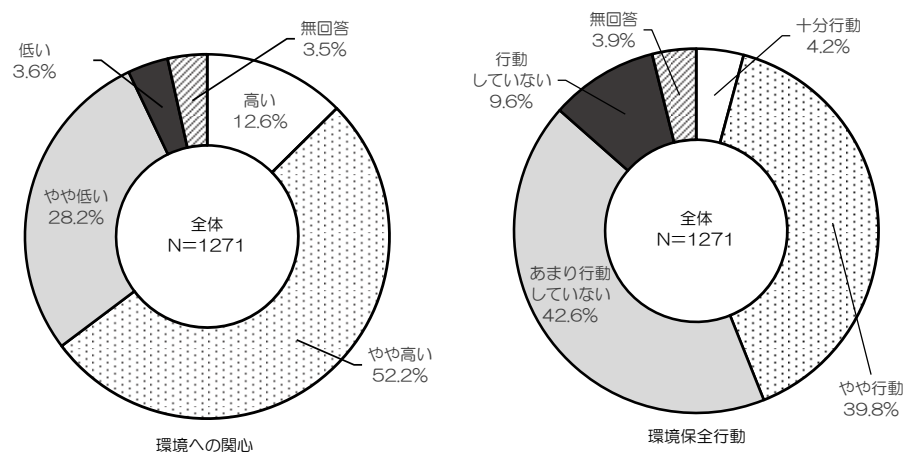


図1-2 平成18年度 道民意識調査：環境への関心と環境保全行動

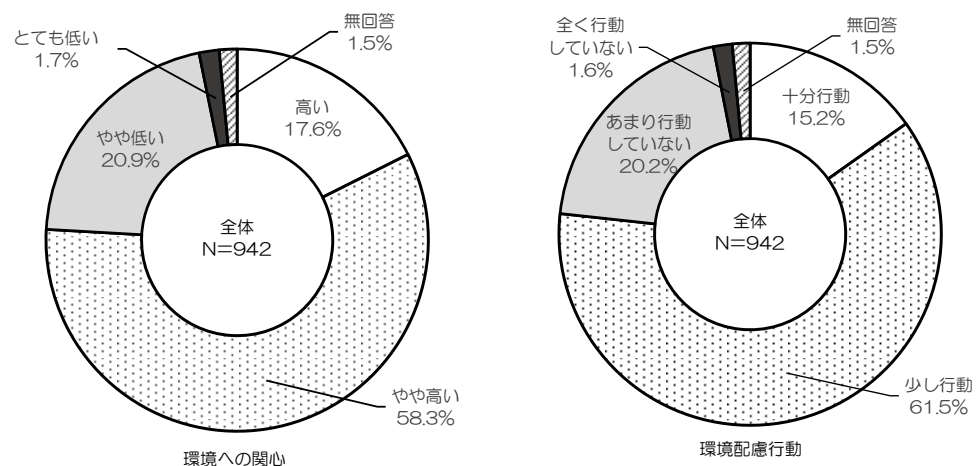


図1-3 平成25年度 道民意識調査その1：環境への関心・環境配慮行動

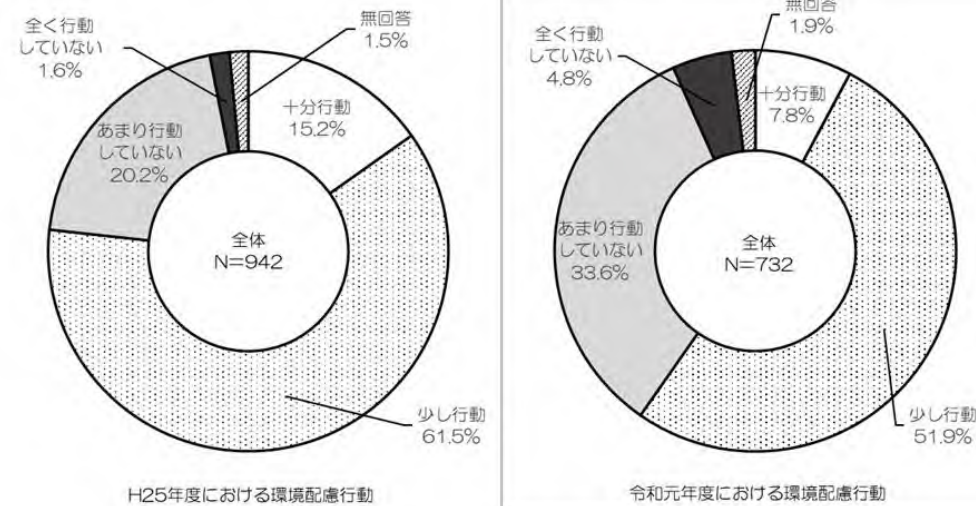


図1-2 平成25年度 道民意識調査：環境への関心と環境配慮行動
令和元年度 道民意識調査：日常生活における環境に配慮した行動

○ また、日常生活で心がけている環境に配慮した行動については、ごみの分別やリサイクル、自然環境を汚さない、節電、物を大切に使う、エコドライブなど身近な取組が多くなっています。
しかし、環境に良い行動や取組を他人に勧めるといったところまでには至っていません。

○ 家庭から出るごみを減らしたいと考えている方は93.4%、実際にリサイクルに取り組んでいる方は68.0%であり、ごみの減量化に向けた考え方や取組が浸透してきています。

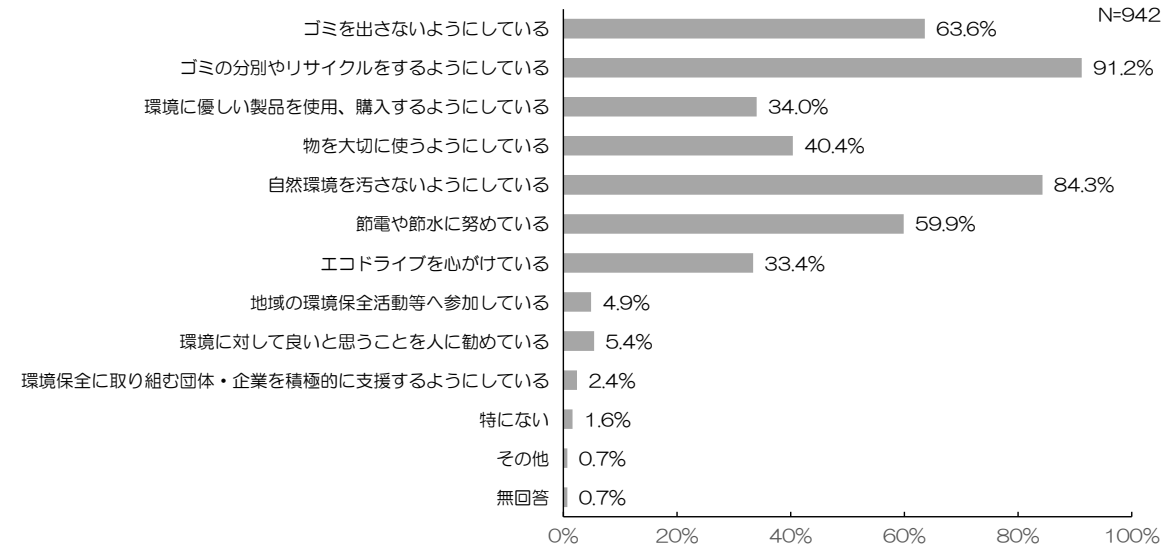


図1-4 平成25年度 道民意識調査その2：環境に配慮した行動

- 関心の高い環境問題については、「地球環境問題」(63.4%)が最も高くなっていますが、「放射性物質による環境汚染」(44.3%(前回調査なし))や「エネルギーの需給問題」(43.9%(+11.1%))、「生物多様性の確保」(26.9%(+8.3%))への関心も高まっています。

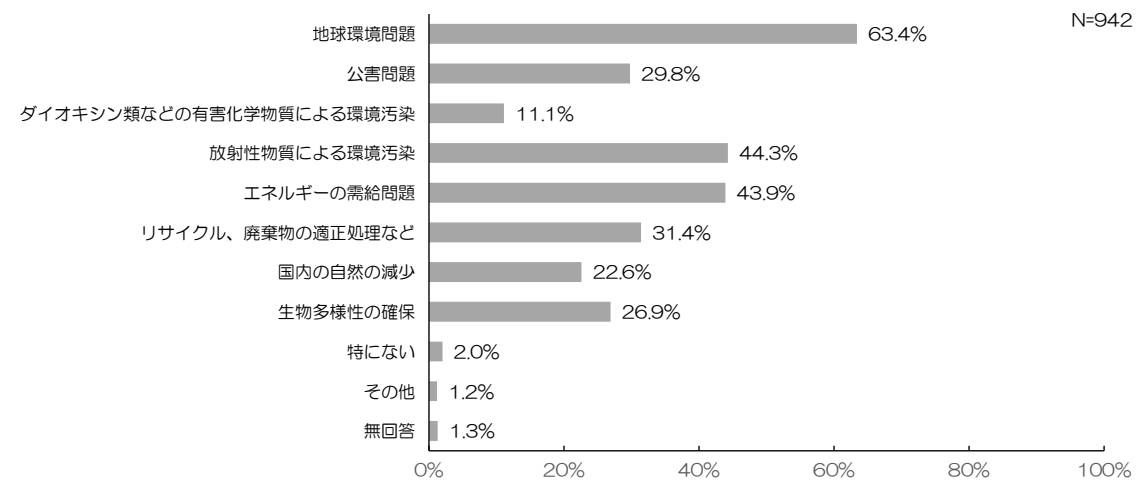


図1-5 平成25年度 道民意識調査その3：関心の高い環境問題

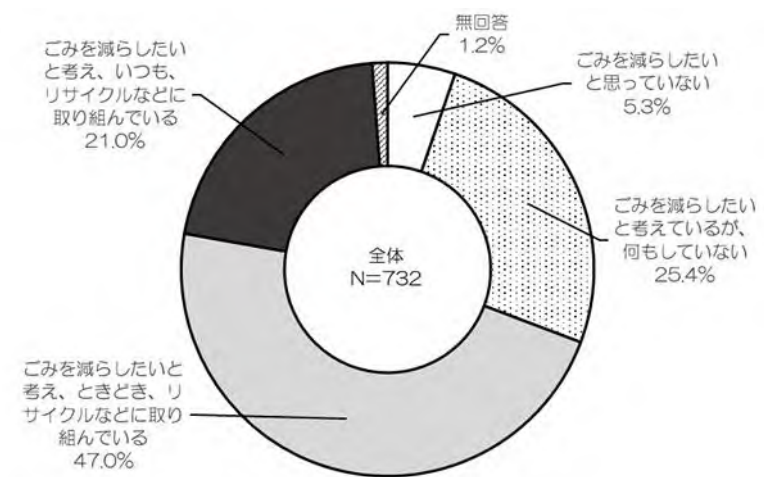
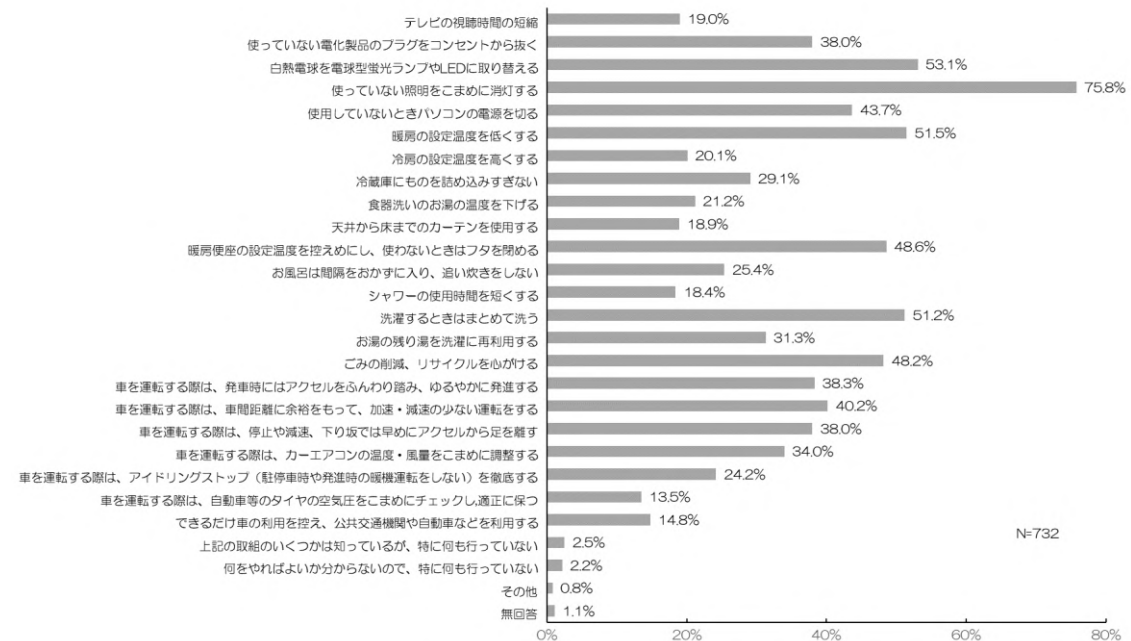


図1-3 令和元年度 道民意識調査：家庭から出るごみの減量化についての考えと取組

- 日常生活で心がけている地球温暖化防止に向けた取組については、「使っていない照明をこまめに消灯する」など節電に関する取組を行っている人の割合が高くなっています。

図1-4 令和元年度 道民意識調査：地球温暖化防止に向けて行っている取組



3 課題認識

- 人口減少の進行は、あらゆる産業の担い手不足や生産・消費の縮小、地域のコミュニティ機能の低下、税収減・社会保障費の負担増による財政の制約、耕作放棄地や手入れが行き届かない森林の増加により、野生動物との新たなあつれきの発生や自然災害に対する脆弱性が高まる

・構成の変更(社会経済、環境の状況を踏まえた課題を記載)

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>3 将来像（長期目標）</p> <p>環境基本条例で規定する基本理念を踏まえ、21世紀半ばを展望した長期的な目標として、将来の北海道の環境の姿と、その具体的なイメージを示します。</p>	<p>ほか、生物多様性*の低下や生態系サービスの劣化へとつながるなど、経済や道民生活に様々な影響を及ぼすことが予想されます。</p> <p>人口減少の進行の緩和を図る方策とともに、人口減少が地域に与える様々な課題への対応を同時に進め、地域の特性を活かした持続可能な地域社会を築く必要があります。</p> <p>○ <u>公共交通機関の交通網が縮小することによって、自家用車の利用が増え、環境負荷に影響を及ぼすことも考えられます。</u></p> <p>○ <u>地球温暖化による気候変動は、各地で猛暑日や記録的な集中豪雨、熱中症など健康面での悪影響や土砂崩れ、河川氾濫による社会・経済活動への被害のほか、湿原や高山植生の荒廃、生物季節（フェノロジー）変化に伴う花粉媒介生物の活動への影響、野生動物の生息域の変化など、様々な影響が顕在化してきており、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーへの転換など温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を推進していくことが重要です。</u></p> <p>○ <u>原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地など、自然環境を保全、維持すべき地域は、生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間としての生態系の質や適切な配置を確保するとともに、気候変動以外の要因によるストレスの低減や連続性の確保により、気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全に努め、将来にわたって持続可能な利用を図るとともに、自然環境の有する多様な機能を防災・減災にも活用する取組を加えるなど、複数の機能を組み合わせて相乗効果を生み出す意識が大切です。</u></p> <p>○ <u>エゾシカやヒグマなどの野生動物による農林水産業被害等のほか、人里や街中に出没することによるあつれきが生じています。</u></p> <p><u>また、アライグマなどの侵略的外来種の生息・生育域の拡大による農林水産業被害等や生態系への影響が懸念されるとともに、グローバルな人と物の移動や温暖化に伴う新たな外来種の侵入や定着も脅威となっています。</u></p> <p>○ <u>店頭でのレジ袋の辞退やペットボトルの使用を控えるなど、ワンウェイ（使い切り）のプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルが徐々に浸透してきたところですが、一方で世界では、不適正処理により陸上から海上に流出するプラスチックごみは、世界全体で年間約8百万トンと推計されており、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されています。</u></p> <p>○ <u>再生可能エネルギー*の導入が進む中で、風力発電の風車に鳥類が衝突する「バードストライク」の発生や、太陽光パネルの設置により良好な景観が損なわれるなどのマイナス面もみられるようになり、環境と経済そして社会の統合的向上をめざす上での課題の一つとなっています。</u></p> <p>4 将来像（長期目標）</p> <p>環境基本条例で規定する基本理念を踏まえ、2050年頃を展望した長期的な目標として、将来の北海道の環境の姿と、その具体的なイメージを示します。</p>	<p>• 海洋環境汚染に係る記載追加</p>

(1) 将来像

循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道
～ 未来に引き継ごう恵み豊かな環境 ～

将来像のイメージ

広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物など豊かな自然は、先人たちから受け継がれてきました。清浄でおいしい空気や水が維持され、様々な物質の循環も良好に保たれています。

子どもたちは、幼い頃から自然とのふれあいや木製品の利用などを通じて、環境について理解を深め、大切に作る心が育まれています。

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、効率的にエネルギーが供給されています。そして、公共交通機関や自転車など環境にやさしい交通手段を使う暮らしへと変わっています。また、省エネ機器や太陽光発電などを取り入れた北国らしい住宅が建ち並び環境にやさしく、快適な生活空間が創られています。

さらには、街のあちらこちらにある木々の緑や川などの水辺での憩いが、人々に潤いや安らぎをもたらしています。

一方、農山漁村では、地域の人たちにより、自然と調和した美しい景観が守られ、環境に配慮しながら農林水産業が持続的に営まれています。その結果、農林水産物の地産地消*や森林の適切な保全・整備が進み、農地や森林などが持つ様々な環境保全機能がより一層発揮されています。

また、エゾシカやヒグマなどの野生動物の生息場所と、人間の活動域の間に一定の距離が保たれ、それらによる被害は少なくなりました。

人々は、「もったいない」の心を持って一人ひとりが環境と資源の保全に配慮した行動を心がけており、心の豊かさが感じられる質の高い暮らしをしています。

そして、恵み豊かな環境を将来の人たちにしっかりと引き継いでいます。

企業は、環境に配慮した事業活動を積極的に推進することで、社会の信頼と評価を得て業績を伸ばしています。そして、さらに、環境に良い技術の開発を進めるなど社会全体の環境負荷の低減に貢献しています。

このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済の良好な関係をつくり、自然と共生する大地・北海道を築いています。

(1) 将来像

循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道
～ 未来に引き継ごう恵み豊かな環境 ～

将来像のイメージ

<地域から取り組む地球環境の保全>

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、再生可能エネルギーを活用した電力が、マイクログリッド*化した配電網*などを通して、効率的に供給されています。そして、EV*やFCV*などのゼロエミッションビークル*の利用やICTを活用したテレワーク*が一般的になるなど、環境に配慮した暮らし・働き方へと変わっています。また、ZEH*・ZEB*化された建築物が建ち並び、環境にやさしく、快適な空間が創られています。このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料に依存しない形へと変化しており、北海道における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、森林等による吸収量と均衡するほど大幅に減少しており、実質ゼロになっています。

一方、農山漁村では、地域の人々に、「関係人口」と呼ばれる、地域に多様に関わる人たちも加わり、自然の恵みを上手に受け取るスタイルが根付き、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入が進み、地域の活性化につながっています。

環境に配慮した持続的な農林水産業を営むとともに、農産物等の地産地消*が進むことなどによって、農地や森林の適切な保全・整備が進み、それにより生物多様性が保全されるとともに、保安林はもとより、農地や森林などが持つ多様な公益的機能がより一層発揮されています。また、平時は農地や生きものを育む場となり、緊急時には増水を受け止める氾濫原となる遊水地のような、生態系を活用した防災・減災が積極的に取り入れられています。

海外や国内の他地域に依存する資源の利用を極力抑えながら、都市、そして農山漁村が各地域の特性を活かした資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、お互いを補完し合い、都市も農山漁村も活かす地域循環共生圏*が形成されています。

<北海道らしい循環型社会の形成>

人々には、地球規模での社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費活動が定着しているとともに、持続可能な自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践する習慣が身についています。

企業は、自らの事業が環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、事業活動や製品のライフサイクルを通じた環境負荷を可能な限り低減し、廃棄物等*の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源*として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。

・温室効果ガス排出実質ゼロをめざすことも踏まえてよりインパクトのあるフレーズに変更

・できるだけイメージを膨らませつつ後段の分野別施策のめざす姿と整合するよう変更

・地域循環共生圏に係る記載追加

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
	<p><u>家畜ふん尿や林地未利用材*などバイオマスの利活用が定着し、農林水産資源が持続可能な方法で利用されるとともに、既存産業の技術基盤の活用や、従来のものとは根本的に異なる技術によるイノベーションの創出などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大するなど様々な物質・エネルギーの循環も良好に保たれています。</u></p> <p><自然との共生を基本とした環境の保全と創造></p> <p><u>一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など、先人から受け継いできた広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、生活に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物など豊かな自然が維持されています。人々は、こうした自然とのふれあいを通じて北海道の環境について理解を深め、生態系が産業や暮らしを支えていることを理解し、環境を大切にすることを育んでいます。</u></p> <p><u>世界自然遺産や国立公園、国定公園をはじめとする自然公園などでは、地域毎の自然資源の保全と適正な利用を進めるためのルールが定着し、自然と調和した景観が確保されたまま、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このように、地域の環境特性を十分認識し、そこから得られる便益（生態系サービス）を、持続可能な形で最大限引き出す考え方は、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着しています。また、これらが魅力となり、関係人口や移住者の増加にも貢献しています。</u></p> <p><u>野生生物は適正に保護管理され、種の保存やジビエ等の利用が図られているほか、地域の生態系の一部として産業や暮らしの中で一定の関わりが保たれることで、生活環境や農林水産業、生態系への被害が低減されるとともに、外来種の影響が理解され、排除を基本とした防除推進はもとより、新たな拡散も抑えられています。</u></p> <p><安全・安心な地域環境の確保></p> <p><u>継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言等により、きれいな空気と水が維持され、他の水系に比べ改善が遅れていた湖沼の水質も、改善されています。</u></p> <p><u>森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環が確保されています。</u></p> <p><u>このように、環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる地域環境が確保されています。</u></p> <p><環境に関わる共通的・基盤的な取組></p> <p><u>子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り組まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷のない生活を心がけるようになっていきます。</u></p> <p><u>企業は社会的責任を持って、自らの事業活動が環境に配慮した内容であることを広く公表し、投資家や消費者の信頼と評価を得ています。そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の持続可能な経済活動に貢献しています。</u></p>	<p>・具体的な取組に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>(2) 将来像の視点</p> <p>○ (1)で掲げる将来像と、その具体的なイメージを描く上では、北海道を取り巻く現状や環境特性などを踏まえ、次に示すような視点を考慮することが重要です。</p> <p>◆ 自然と共生する 北海道の豊かな自然環境は、私たちの生活基盤をなすものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。 こうした自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、自然との共生を基本として自然環境の保全と適正な利用や、森林、農地、水辺等が有する多面的機能の維持増進、さらには生物多様性*の確保を図る必要があります。</p> <p>◆ 健全な物質循環を確保する 私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、その恵みを受けて、豊かな生活を営んできました。 しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される経済社会システムや生活様式が定着し、環境への負荷が増大した結果、人類の生存基盤である地球の環境までもが脅かされることとなっています。 環境の恵みは、現在と将来の世代が共有すべきものであり、人間の活動による環境への負荷が環境の容量を超えることのないよう、できる限り減らし、健全な物質循環が保たれるようにしなければなりません。</p>	<div data-bbox="1380 180 2439 405" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>地域の自然が持つ様々な機能を活かした土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。</u></p> <p><u>このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済、社会が持続的に発展する良好な関係をつくり、その基盤となる恵み豊かな環境を将来にしっかりと引き継ぐことで、自然と共生する大地・北海道を築いています。</u></p> </div> <p>(2) 将来像の視点</p> <p>(1) <u>の将来像を示すにあたっては</u>、北海道を取り巻く現状や環境特性などを踏まえ、次に示すような視点に留意しました。</p> <p>◆ 自然と共生する 北海道の自然環境は、私たちの産業や生活の基盤をなすものとして、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産であり、<u>これらに支えられた豊かなくらしは、北海道だけでしか味わえない世界がうらやむものです。</u> こうした自然の恵みを将来にわたって持続的に享受できるよう、<u>一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など自然との共生を基本としてきた先人たちの知恵や文化に学びながら、北海道の森林、山岳、河川、湿原、沿岸、農地など様々な生態系がどのような便益を提供してきたかを認識し、それらの基本となる生物多様性*の保全を通じ、生態系の多面的機能の維持増進を図る必要があります。</u></p> <p>◆ 健全な物質循環を確保する 私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、その恵みを受けて、豊かな生活を営んできました。 しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される経済社会システムや生活様式が定着し、環境への負荷が増大した結果、人類の生存基盤である地球の環境までもが脅かされることとなっています。 環境の恵みは、現在と将来の世代が共有すべきものであり、人間の活動による環境への負荷が環境の容量を超えることのないよう、できる限り減らし、健全な物質循環が保たれるようにしなければなりません。</p> <p>◆ <u>良好な地域環境を確保する</u> <u>良好な地域環境は、本道の主要産業である農林水産業や世界に誇る「自然」、「食」、「観光」を支える基盤であり、基盤が保全されなければ、これらは成り立ちません。</u> <u>このため、将来にわたり、健康で安全・安心に生活できる良好な地域環境を確保する必要があります。</u> <u>また、大気、水質、土壌などの地域をとりまく環境については、いったん汚染が進むと改善までに時間を要し、社会経済活動に多大な影響を与えることから、現状の水準から悪化させないことが重要です。高度経済成長の中で発生した深刻な公害などの環境問題は一定程度収束していますが、PCB 廃棄物の処理やアスベスト対策など、残されている課題への対応を適切に行う必要があります。</u></p>	<p>・「自然との共生」に係る具体的な内容記載</p> <p>・「地域環境の確保」に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>◆ 持続可能な生活をめざす</p> <p>人の価値観が物質的な豊かさから心の豊かさへと変化する中、自然とのふれあい志向の高まりなどから、自然と調和したスローライフ*や、LOHAS*といった健康と環境面を中心とした持続可能性を重視した生活スタイルが注目されています。</p> <p>私たちは、これまで物の豊かさを求めるあまり、環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じる要因となったことを反省し、将来に向けて、ライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えつつ、心の豊かさが感じられる質の高い生活を目指していくことが重要となってきます。</p> <p>◆ 環境に配慮した地域づくりをすすめる</p> <p>今日の環境問題が、私たちの日常生活や通常の事業活動に関わって生じていることを踏まえると、社会を構成する各主体は、日常の活動が環境負荷の少ないものとなるよう、自主的・積極的に取り組むことが求められます。</p> <p>特に、地球規模の環境問題には、私たちの身近なところに起因しているものが多いことから、これらの解決に向けては、地域における一つ一つの取組の積み重ねが重要となってきます。</p> <p>一方で、人口減少や少子・高齢化社会の到来は、地域の産業の担い手不足を招くだけでなく、生産活動の停滞・後退により、基幹産業である農林水産業においては、農地や森林、水域などの適切な管理が損なわれ、これらが有する多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されます。</p> <p>従って、このような土地については、地域の人たちの協力のもと適切に管理していくといったことが重要となるなど、地域における各主体が互いに連携して、地域特性を踏まえた持続可能な地域づくりに積極的に参画することが求められます。</p>	<p>◆ 持続可能な生活をめざす</p> <p>人の価値観が物質的な豊かさから心の豊かさへと変化する中、自然とのふれあい志向の高まりなどから、<u>人や社会、環境に配慮した消費行動（倫理的消費（エシカル消費））*や、地球温暖化対策のためにあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE*」など、持続可能なライフスタイルと消費への転換も注目されています。</u></p> <p>私たちは、これまで物の豊かさを求めるあまり、環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じる要因となったことを反省し、将来に向けて、ライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えつつ、心の豊かさが感じられる質の高い生活を目指していくことが重要となってきます。</p> <p><u>さらに、気候変動や人口減少による影響は、これまで地域の産業や生活の基盤となっている生態系そのものを変化させたり、地域自体の存続が危ぶまれるといった形で表れており、更に地球規模で人や物が移動し消費行動が営まれている中で、環境、経済、社会が統合的に向上した持続可能な北海道の実現のためには、地球規模で考え行動することが求められます。</u></p> <p><u>具体的には、持続可能な消費行動に転換することや環境中へ温室効果ガスの排出を抑制することで、道外や海外への資源の依存や、気候変動など地球規模での環境危機といったリスクを回避するとともに、地域循環共生圏に象徴される、地域の強みである農林水産資源等を基盤とした自立的な生活のしくみを構築することが必要となります。</u></p> <p><u>また、持続可能性に配慮した国際的な環境認証製品を積極的に利用することで、地球規模での生態系保全や環境・社会・経済の統合的向上に貢献していくことも重要です。</u></p> <p>◆ 環境に配慮した地域づくりをすすめる</p> <p>今日の環境問題が、<u>グローバル化の進展に伴い地球規模の問題となり、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因して生じていることを踏まえると、社会を構成する各主体は、日常の様々な活動が、地域はもとより地球規模で環境負荷の少ないものとなるよう、自主的・積極的に取り組むことが必要ですが、そのためには地域ぐるみで問題意識の共有や、自主的な取組を後押しする制度運用が求められます。</u></p> <p><u>また、農山漁村の環境は、農地や人工林、沿岸の漁場など、人の手が加えられて持続的に維持されている二次的自然環境であり、農林水産業の営みが身近な自然環境を形成し、生物多様性を維持する上で重要な役割を果たしています。</u>人口減少や少子・高齢化社会の到来は、地域の産業の担い手不足を招くだけでなく、生産活動の停滞・後退により、農地や森林、水域などの適切な管理が損なわれ、<u>こうした地域の環境が持続できなくなるおそれがあります。</u></p> <p><u>更に、他地域への資源の依存を軽減し、持続可能な地域づくりを進めるためには、都市と農山漁村が各地域の特性を活かし、それぞれの資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、広域的なネットワークで地域資源を補完し合い支え合うことで、都市も農山漁村も活かす地域循環共生圏を創造していくことが重要です。</u></p>	<p>・近年の状況反映</p> <p>・「環境・経済・社会の統合的向上」に係る記載追加</p> <p>・一次産業の役割に係る記載追加</p> <p>・地域循環共生圏に係る記載追加</p>



地域循環共生圏とは ~地域が自立し、支え合う関係づくり~

地域循環共生圏の概念図

(環境省ホームページ「環境省ローカルSDGs-地域循環共生圏づくりプラットフォーム」より)

道内では、例えば下川町では、地域の木質バイオマス資源を活用してエネルギーの地産地消を行うといった持続可能な地域づくりに資する取組が既に行われており、また、北オホーツク地域（紋別市、興部町、雄武町、西興部村、滝上町、湧別町）では、畜産ふん尿や間伐材等の木質バイオマス、生ごみなど多様な地域循環資源の活用により、脱炭素・エネルギー自立分散型の地域づくりを目指すなど、地域循環共生圏の構築に向けた取組が徐々に増えてきており、こうした取組により各地に地域循環共生圏が形成されることが期待されます。

・道内の取組状況に係る記載追加

◆ 環境と経済の良好な関係をつくる

公害問題から地球環境問題まで環境問題の態様が大きく変化する中、環境と経済の関係については、一般的に各方面において、環境と経済を対立的に捉える考え方や、環境を経済発展の基盤・前提条件と捉える考え方など様々な議論がされました。

しかし、今日の環境問題は、経済社会システムや生活様式に起因しているという特質があり、地球環境と人間活動が共生する持続可能な社会の実現を目指していく上で、環境と経済を別々に捉えて追求していけば、壁に突き当たることになってしまいます。

そこで、発想を変え、環境と経済を一体的に捉え、ともに向上して、環境保全と経済発展を可能な限り高い水準で達成することを目指していけば、人類の生存基盤である地球環境を存続させ、持続可能な社会を実現することができるのではないのでしょうか。

そのための道筋としては、環境への配慮を経済発展の原動力とし、環境と経済の間に好循環を生み出していくことが重要で、現に、そのような取組も始まっています。例えば、

- ① 企業は、高い水準の省エネ技術を取り入れた環境にやさしい製品を開発することが消費に結びつくとともに、企業の社会的責任（CSR）*への関心の高まりから、投資家など

◆ 環境と経済・社会の良好な関係をつくる

私たちはくらしや産業活動の中で、豊かな自然から食料や水の供給、木材や繊維などの材料、気候の調整や水の浄化、洪水緩和等の防災機能など、様々な便益（生態系サービス）を受けています。「北海道は自然環境が豊か」と言われますが、生態系サービスを持続的に利用していくことは、環境と経済・社会が良好な関係を築く基盤となります。

また、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わり、気候変動をはじめとする地球規模の環境問題が深刻さを増している中、これらの課題を克服するためには、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があり、持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる必要があります。

そのための道筋のひとつとして、環境への配慮を経済発展の原動力とし、環境と経済の間に好循環を生み出すと同時に持続可能な社会に資する取組があり、すでにはじまっているものもあります。

例えば、以下のような積極的な環境配慮行動により消費者（住民）の信頼を得て、社会全体の環境負荷低減に貢献し、環境と経済の良好な関係をつくることが考えられます。

- ① 企業は、高い水準の省エネ技術を取り入れた環境にやさしい製品を開発することが消費に結びつくとともに、企業の社会的責任（CSR）*を果たし、共通価値の創造（CSV*）に取り組むことで、投資家などの信頼を獲得し、ESG投資*を呼び込み、また、さらなる

・「環境・経済・社会の統合的向上」に係る記載追加

・近年の状況反映

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>の注目を浴び、さらなる技術革新を通じて、発展していく</p> <p>② 「もったいない」という物を大切に作る心を持つ人が増えると、ごみの減量や省資源につながるだけでなく、この考え方を活かしたレンタル産業やリサイクル産業が発展して新たな雇用を生み出したり、フリーマーケットのような住民同士の交流を通じて、社会全体の環境意識が高まっていく</p> <p>③ 環境との調和に配慮したクリーン農業*や有機農業*が展開され、安全・安心で品質の高い農産物を提供することにより、消費者の支持が得られ、農業が持続的に発展し、本来有する自然循環機能などの多面的な機能が発揮されていく</p> <p>④ 自然とのふれあいや健康保持への関心の高まりから、地域の自然を資源としたエコツアーリズム*が展開され、多くの人々が訪れることで、地域の経済を活性化するとともに、豊かな自然を地域の誇りと考え、大切に保存して地域の活性化につなげていこうとする人が増えていく</p> <p>といったように、積極的な環境配慮行動が消費者（住民）の信頼を得て、さらに社会全体の環境負荷低減に貢献していくような環境と経済の良好な関係をつくることが、経済活性化が至上命題である今の北海道に求められています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜ 参 考 ＞ 環境基本条例第3条「基本理念」</p> <p>第3条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。</p> <p>2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。</p> <p>3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。</p> </div>	<p>技術革新を通じて、<u>社会に貢献</u>していく</p> <p>② <u>持続可能な社会を意識し、環境に配慮した行動を実践する人が増えると、ごみの減量や省資源につながるだけでなく、この考え方を活かしたレンタル産業やリサイクル産業、シェアリング・エコノミー*</u>が発展して新たな雇用を生み出したり、フリーマーケットや<u>フリマアプリの活用といった個人間の交流を通じたシェアやリサイクルなど</u>、社会全体の環境意識が高まっていく</p> <p>③ <u>営農と農地上部での発電を両立して行う「営農型太陽光発電*」によって、作物の販売収入のほか、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用などによる農業経営がさらに改善されていくのに加え、荒廃農地の解消にも活用されていく</u></p> <p>◆ <u>脱炭素社会を実現する</u> <u>地球温暖化は、平均気温の上昇や台風の相次ぐ接近・上陸など気候変動の要因とされ、本道においてもその影響が既に顕在化しており、今後、さらに幅広い分野への影響が懸念されています。</u> <u>また、北海道は、寒冷地であるため、冬季における暖房などの灯油の使用量が多いことや、広域分散型で自動車への依存度が高いことから、家庭や自動車などから排出される温室効果ガスの排出量割合が全国と比べて高い状況となっています。</u> <u>このため、道民や事業者、自治体など各主体と脱炭素化の視点を共有し、より一層連携・協働し、省エネに関する取組の促進のほか、恵まれた自然環境や豊富な再生可能エネルギーの活用、本道の特徴や優位性を活かした環境イノベーションの実現・展開などに取り組み、温室効果ガス排出量と森林等の吸収量が均衡する脱炭素社会を実現していくことが重要です。</u></p>	<p>• 上記①～③に統合</p> <p>• 温室効果ガス排出実質ゼロをめざすことについて記載（検討中）</p> <p>• 将来像は条例の基本理念を根拠として設定するものではないため削除</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>＜参考＞ 環境宣言とエコアイランド北海道について</p> <p>道では、平成20年に開催された「北海道洞爺湖サミット」を機に、「北海道環境宣言」として、環境と調和した「エコアイランド北海道」づくりに道民総意のもと取り組んでいく決意を宣言しています。</p> <p>「エコアイランド北海道」は、この環境基本計画で目標として掲げている「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を象徴するイメージとして提唱しているものです。</p> <p>なお、道民や事業者をはじめNPOなどが連携して、「北海道環境宣言」における環境にやさしい「8つの行動」に取り組むことができるよう定めることとしている総合的な取組方針である「北海道環境行動計画」については、本計画がこれを兼ねるものとなります。</p>		<p>・構成の変更 (環境・経済・社会の統合的向上と記述が重なるためエコアイランド北海道は削除、北海道環境宣言については「1 計画の基本的事項」に移記)</p>

第2章 施策の展開（施策の基本的事項）

本章では、第1章で掲げている21世紀半ばを展望した将来像の実現に向け、この改定計画の期間とする今後の5年間に展開すべき政策分野ごとの施策の基本的事項を示します。

本章の1「分野別の施策の展開」の構成としては、各分野ごとに、まず、5年後のあるべき姿としての「めざす姿」を掲げています。

次に、これまでの[第2次計画]の点検・評価の結果などを踏まえ、主な「現状と課題」を示した上で、めざす姿の実現のための施策展開における「目標」や、目標の達成状況や施策の進捗状況を表す「指標群」を掲げるとともに、道民や事業者など各主体が取り組む主な事項を「各主体の取組方向」として記載しています。

最後に、5年間に展開する「道の施策」について体系を示したうえで、各施策ごとにその基本的な方向と主な取組を記述しています。

■ 全体の施策体系と個別計画・関連計画等について

第1章で掲げている将来像の実現のためには、「安全・安心社会」を確保した上で、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を統合的に達成していく必要があります（下図参照）。

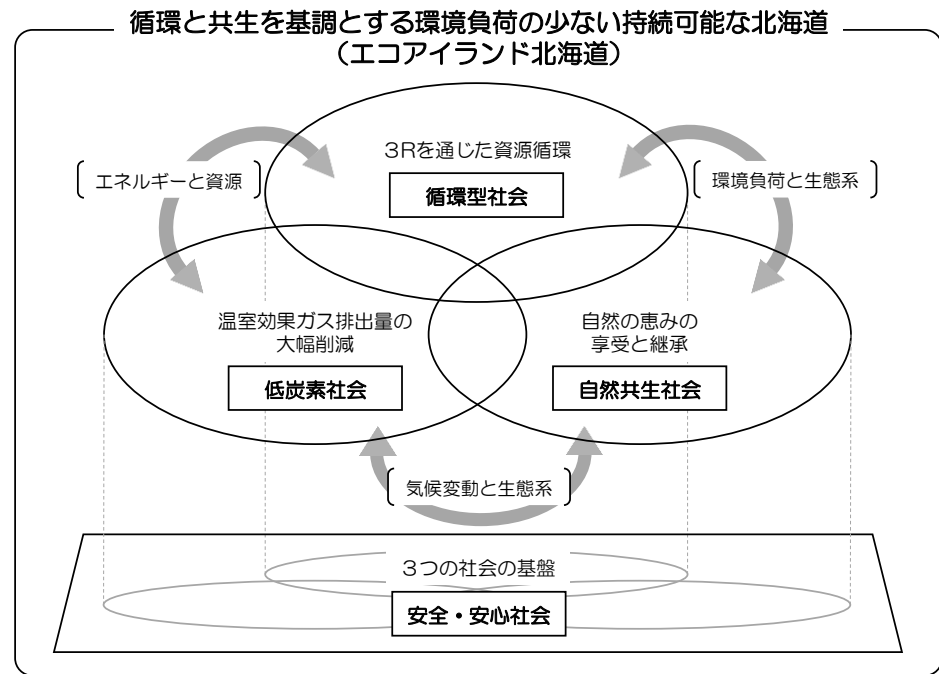


図2-1 循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道

したがって、この改定計画では、施策体系を「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と、各分野に横断的・共通的に関わる施策を掲げる「各分野に共通する施策」の5つに整理してまとめています。

第2章 施策の展開（施策の基本的事項）

本章では、第1章で掲げている2050年頃を展望した将来像の実現に向け、政策分野ごとの施策の基本的事項を示します。

まず、今後の環境政策の基本的な考え方として、本章1に「環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方」を記載しています。

本章2では、環境分野のみならず、分野が複数にまたがる「分野横断の取組」について記載しています。

本章3「分野別の施策の展開」の構成としては、環境政策の分野ごとに、まず、将来像である2050年頃の「めざす姿」を掲げています。

次に、これまでの改定計画の点検・評価の結果などを踏まえ、主な「現状と課題」を示した上で、めざす姿の実現のための施策展開における「基本的方向性」や、目標の達成状況や施策の進捗状況を表す「指標群」を掲げるとともに、道民や事業者など各主体が取り組む主な事項を「各主体の取組方向」として記載しています。

最後に、今後展開する「道の施策」について体系を示したうえで、各施策ごとにその基本的な方向と主な取組を記述しています。

<全体の施策体系と個別計画・関連計画等>

施策体系については、第1章1(5)で計画が対象とする環境施策の範囲として掲げた「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と、環境に関わる「共通の・基盤的な施策」の5つに整理してまとめています。

なお、各分野においては、この第3次計画が示す施策の基本的事項に沿って、「地球温暖化対策推進計画」「気候変動適応計画」「循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性保全計画」「環境教育等行動計画」という5つの個別計画を策定しており、環境基本計画と連携して具体的な政策を推進することとしています。

このほか、環境政策については多数の関連計画等が策定されており、施策の推進にあたっては、これらの関連計画等との調和を図ることとします。

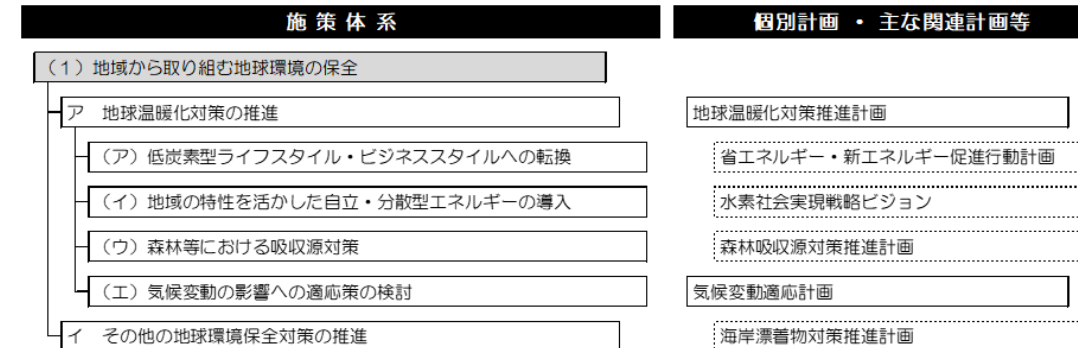


図2-1 施策体系と個別計画・主な関連計画等

・構成の変更

・構成の変更
(環境・経済・社会の統合的向上と記述が重なるためエコアイランド北海道は削除)

・気候変動適応計画に係る記載追加

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版

なお、各分野においては、この改定計画が示す施策の基本的事項に沿って、「地球温暖化対策推進計画」「循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性保全計画」「環境教育等行動計画」という4つの個別計画を策定しており、環境基本計画と連携して具体的な政策を推進することとしています。

このほか、環境政策については多数の関連計画等が策定されており、施策の推進にあたっては、これらの関連計画等との調和を図ることとします。



図2-2 施策体系と個別計画・主な関連計画等 (前半)

新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)

主な変更点



図2-2 施策体系と個別計画・主な関連計画等 (続き)

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版

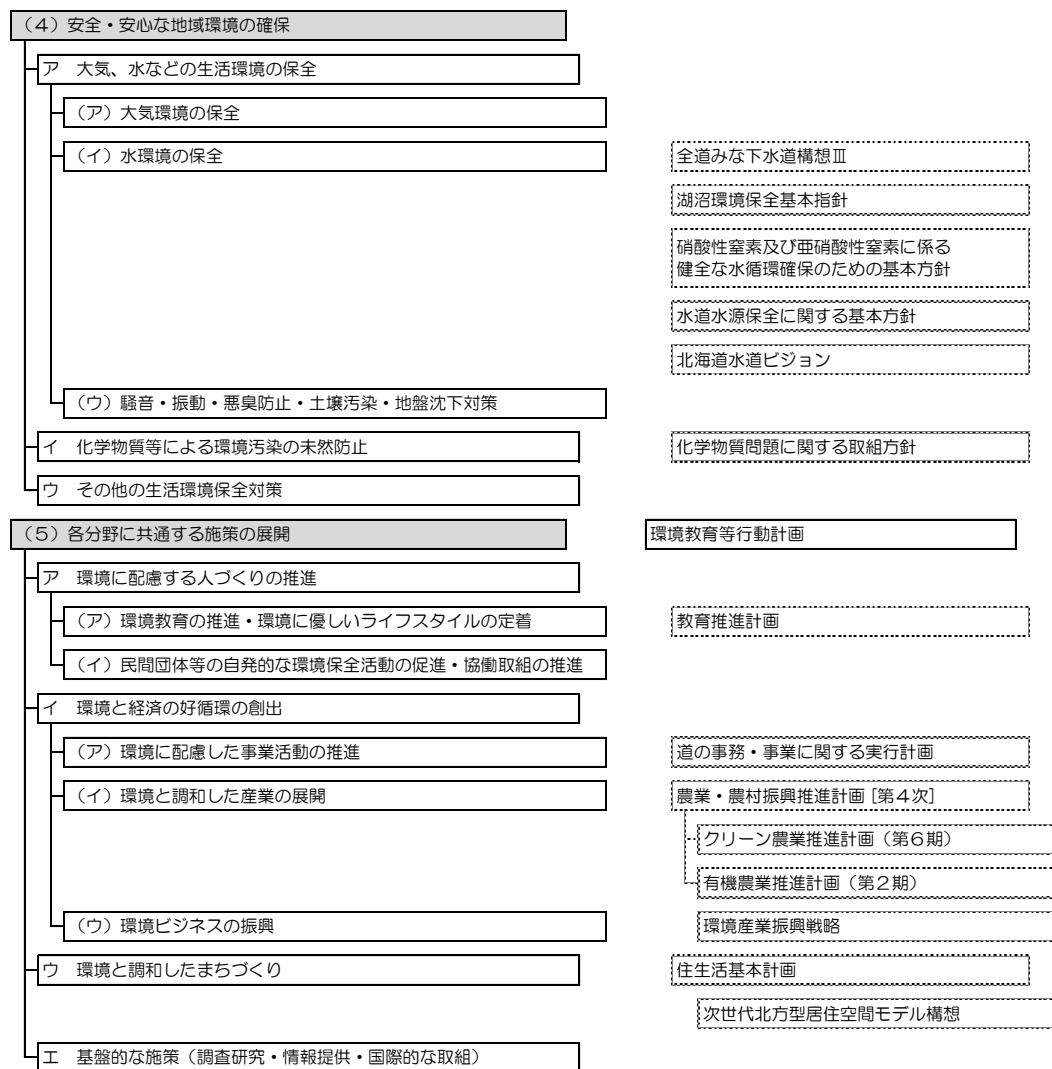


図2-3 施策体系と個別計画・主な関連計画等（後半）

新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)

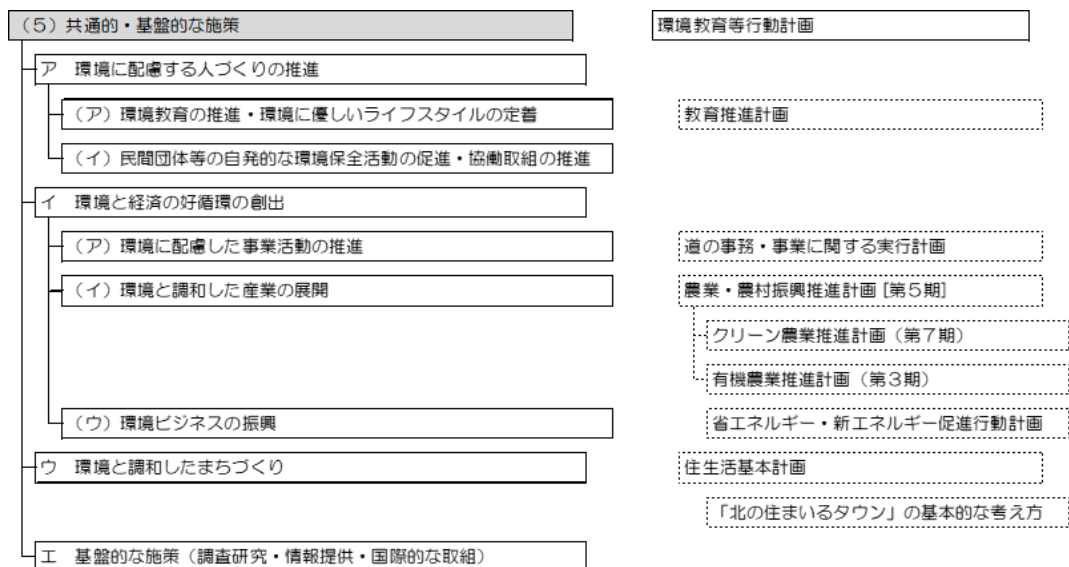


図2-3 施策体系と個別計画・主な関連計画等（続き）

主な変更点

■ 指標群について

これまでの[第2次計画]では、目標の達成状況を表すものとして、41の指標を設定し、計画の進行管理に使用してきました。

しかしながら、一部の指標においては目標の達成状況を示し切れていないこと、より多くのデータを用いることにより施策の進捗状況をわかりやすく示す必要があることなどから、この改定計画では、一律の「指標」ではなく、階層構造を持った「指標群」という考え方を導入し、目標の達成状況及び施策の進捗状況の把握を行っていくこととします。

表2-1 指標群の考え方

	区 分	役 割	目標値
指 標 群	指 標	目標の達成状況を示す	有
	個 別 指 標	目標の一部の達成状況を示す	有
	補 足 データ	個別施策の進捗状況を把握する また、目標の達成状況の評価を補足し、今後の施策の方向性などの分析に使用する	無

※ 役割や性質が「指標」や「個別指標」にあたるデータであっても、継続的把握や目標値設定が困難な場合は補足データと位置づけます。

※ 「指標」や「個別指標」に設定する目標値については、個別計画や関連計画等での目標値の変更や状況の変化等を勘案し、必要に応じ柔軟に見直します。

※ 「補足データ」については、点検・評価の機会などを通じ随時見直し（追加、廃止、変更）を行います。

<指標群>

これまでの改定計画では、一律の「指標」ではなく、階層構造を持った「指標群」という考え方を導入しました。「第3次計画」においてもこの考えに基づき、目標の達成状況及び施策の進捗状況の把握を行っていくこととします。

表2-1 指標群の考え方

	区 分	役 割	目標値
指 標 群	指 標	目標の達成状況を示す	有
	個 別 指 標	目標の一部の達成状況を示す	有
	補 足 データ	個別施策の進捗状況を把握する また、目標の達成状況の評価を補足し、今後の施策の方向性などの分析に使用する	無

※ 役割や性質が「指標」や「個別指標」にあたるデータであっても、継続的把握や目標値設定が困難な場合は補足データと位置づけます。

※ 「指標」や「個別指標」に設定する目標値については、個別計画や関連計画等での目標値の変更や状況の変化等を勘案し、必要に応じ柔軟に見直します。

※ 「補足データ」については、点検・評価の機会などを通じ随時見直し（追加、廃止、変更）を行います。

1 環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方

○ 環境・経済・社会が相互に関連する中で、施策の推進にあたっては、複数の異なる課題を同時に解決し、環境・経済・社会を統合的に向上させていくことが必要です。

また、SDGsの考え方も踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要です。

○ 環境・経済・社会の統合的向上を具体化する方法の1つとして、各地域が持つ特性を活かし、地域ごとの資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域の特性に応じて近隣地域等で補完し、支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことは、持続可能な地域づくりを行う上で、重要な事項です。

○ 具体的には、北海道は、世界自然遺産の知床をはじめとする、世界がうらやむようなすぐれた自然を有していることに加え、この自然が四季折々の姿を変えることで、何度訪れても魅力的な場所として国内外から多くの方が観光のために訪れています。また、風力やバイオマスなどの自然を活用した再生可能エネルギーが豊富に賦存しており、このような自然を活かした取組を強化することで、地域を活性化させることができます。

・構成の変更（環境・経済・社会の統合的向上について記載）

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>1 分野別の施策の展開</p>	<p>一方、地域の活性化に伴って、働き手の不足、温室効果ガス排出量の増加やごみ排出量の増加などの環境問題や住宅の確保など課題も増えていくことが予想されます。その際は、近隣都市部との連携を図り、人材の確保、環境に配慮した機器の導入や地域でのごみ焼却エネルギーの有効活用、空き家の有効活用やリノベーションなどにより課題の解決につなげるなど、各圏域において地域の強みを活かし、互いに補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造し、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことが重要となります。</p> <p>2 分野横断の取組</p> <p>環境・経済・社会が相互に関連する中で、特定の分野の施策によって、複数の異なる分野の課題も同時に解決していくことが求められており、以下のような分野横断的な取組が重要となります。</p> <p>冒頭</p> <p>◆ ESG投資など経済システムのグリーン化の促進</p> <p>環境 (Environment)・社会 (Social)・企業統治 (Governance) といった要素を考慮する ESG 投資は、多くの資産所有者や資金試算運用機関者等が署名しており、今後拡大していくことが予想されています。</p> <p>今後は、投資家など関係者に ESG 投資など経済システムのグリーン化が複数課題の同時解決に寄与することについて理解を促し、経済のあり方を持続可能にしていきます。</p> <p>◆ 人材の育成</p> <p>環境・経済・社会の関係性を理解する人材を育成することで、持続可能な地域をつくる基礎となり、さらには、他地域などの様々な関係者とネットワークをつなげることで相乗的な取組を促進します。</p> <p>◆ ICTの活用</p> <p>テレワークなど ICT を活用した働き方を促進することで、通勤に伴う CO₂排出の削減やペーパーレス化など、複数の環境保全効果が期待されると同時に、仕事と育児・介護の両立が実現し、労働生産性が向上します。</p> <p>◆ 新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、自転車通勤等への転換に伴う二酸化炭素排出量の削減や自然豊かなリゾート地などで休暇を取りながら仕事を継続するワーケーションの活用による自然とのふれあいの促進など新しいライフスタイルの導入が期待されます。</p> <p>3 分野別の施策の展開</p> <p>○ 環境政策の中には、課題等の状況を踏まえ対応を急がなければならないものや、北海道らしさを発揮するという観点で特に重要なもの、環境のみならず社会情勢の変化も踏まえて総合的に取り組む必要があるものなどがあります。</p> <p>○ そこで、それらの課題等を解決するため、限られた資源を優先的に投入し、道の関係部局が連携して取り組むことが必要な事項を、重点的に取り組む事項として、重マークを付して掲載しています。</p>	<p>・構成の変更(分野横断の取組について記載)</p> <p>・新型コロナウイルス関連記載追加</p> <p>・構成の変更(重点事項は本項の中で表示)</p>

<重点的に取り組む事項の選定の視点>

- ① 緊急性 環境や社会情勢の状況等を踏まえ、特に早急に対応を図る必要があるもの
- ② 独自性 本道の特徴や強みを活かして北海道らしさを発揮するもの
- ③ 総合性 人口減少などの喫緊の社会的課題も勘案し、分野横断的に施策を展開することにより、相乗効果を発揮するもの

○ また、各個別計画に基づく施策の推進にあたっては、SDGsの考え方を踏まえ、環境・経済・社会を統合的に向上させていくことが必要なことから、SDGsの目標との関係がわかるよう、各分野と関連するゴールを掲載しています。



• SDGsに係る記載追加

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

(1) 地域から取り組む地球環境の保全



めざす姿 (あるべき姿のイメージ)

めざす姿 (あるべき姿のイメージ)

人々は、節電や節水、省エネ製品の使用、エコドライブの実践などを心がけており、環境に配慮した生活様式が定着しています。
 また、企業は、省エネルギー製品の生産や新エネルギー*技術の開発・導入など環境に配慮した事業活動を積極的に進めています。
 このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料だけに依存しない形へと変化しており、北海道における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は着実に減っています。
 また、道産木材の積極的な利用や森林の適切な保全・整備などの結果もあって、地球温暖化防止に貢献しています。

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、再生可能エネルギーを活用した電力が、マイクログリッド化した配電網などを通して、効率的に供給されています。そして、EVやFCVなどのゼロエミッションビークルの利用やICTを活用したテレワークが一般的になるなど、環境に配慮した暮らし・働き方へと変わっています。また、ZEH・ZEB化された建築物が立ち並び、環境にやさしく、快適な空間が創られています。このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料に依存しない形へと変化しており、北海道における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、森林等による吸収量と均衡するほど大幅に減少しており、実質ゼロになっています。
一方、農山漁村では、地域の人々に、「関係人口」と呼ばれる、地域に多様に関わる人たちも加わり、自然の恵みを上手に受け取るスタイルが根付き、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入が進み、地域の活性化につながっています。
環境に配慮した持続的な農林水産業を営むとともに、農産物等の地産地消が進むことなどによって、農地や森林の適切な保全・整備が進み、それにより生物多様性が保全されるとともに、保安林はもとより、農地や森林などが持つ多様な公益的機能がより一層発揮されています。また、平時は農地や生き物を育む場となり、緊急時には増水を受け止める氾濫原となる遊水地のような、生態系を活用した防災・減災が積極的に取り入れられています。
海外や国内の他地域に依存する資源の利用を極力抑えながら、都市、そして農山漁村が各地域の特性を活かした資源を活用して自立・分散型の社会を形成しつつ、お互いを補完し合い、都市も農山漁村も活かす地域循環共生圏が形成されています。

・できるだけイメージを膨らませつつ前段の将来像のイメージと整合するよう変更

現状と課題

現状と課題

《地球温暖化》
 (温室効果ガスの排出)
 ○ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降、道内発電所の電源構成の変化(火力発電の増加)などの影響を受け増加傾向を示しており、その伸び率も全国を上回っています。(図2-1-1参照)

【地球温暖化】
 (温室効果ガスの排出)
 ○ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、オフィスや店舗などの民生(業務)部門における電力消費量や、電源構成における火力発電の割合が増加したことなどにより、基準年に比べ増加しており、近年、減少傾向にあるものの、その伸び率は全国を上回っています。(図2-1-1参照)

・近年の状況反映

<温室効果ガス排出量(単位:万t-CO₂)>
 【北海道】H2: 6,366 → H20: 7,132 (+12.0%) → H24: 7,306 (+14.8%)
 【全 国】H2: 127,000 → H20: 132,700 (+4.5%) → H24: 139,000 (+9.4%)

<温室効果ガス排出量(単位:万t-CO₂)>
 《北海道》H2: 6,582 → H25: 7,345 (+11.6%) → H28: 7,017 (+6.6%)
 《全 国》H2: 127,500 → H25: 141,000 (+10.6%) → H28: 130,800 (+2.6%)

※ カッコ内の伸び率は基準年（平成2年）比

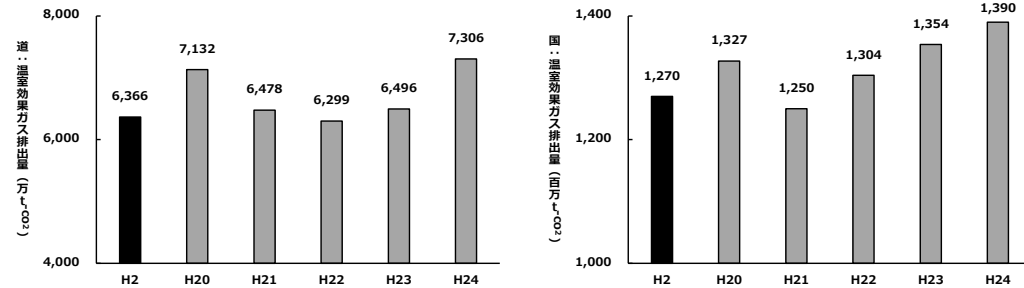


図2-1-1 北海道と全国の温室効果ガス排出量

○ また、二酸化炭素については、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、民生（家庭）部門や運輸部門からの排出割合が全国に比べ高く、道民一人当たりの排出量も全国を上回っています。（図2-1-2及び図2-1-3参照）

＜一人当たり二酸化炭素排出量（単位：t-CO₂/人）＞
 【北海道】 H2：9.6 → H20：11.5 → H24：11.9
 【全 国】 H2：9.2 → H20：9.5 → H24：10.0

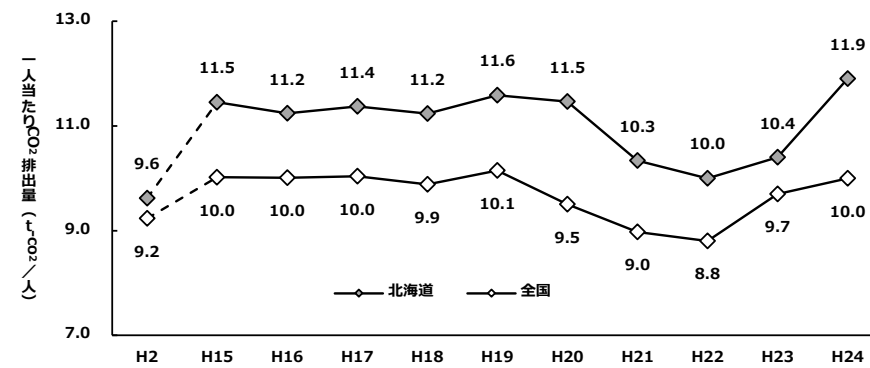


図2-1-2 北海道と全国の一人当たり二酸化炭素排出量

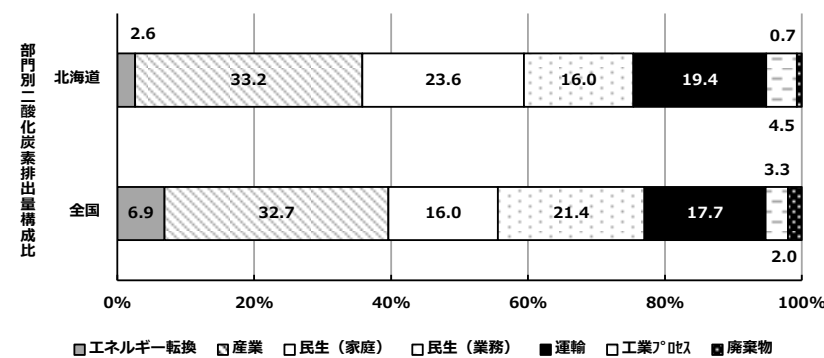


図2-1-3 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量構成比（平成24年度）

※ カッコ内の伸び率は基準年（平成2年）比

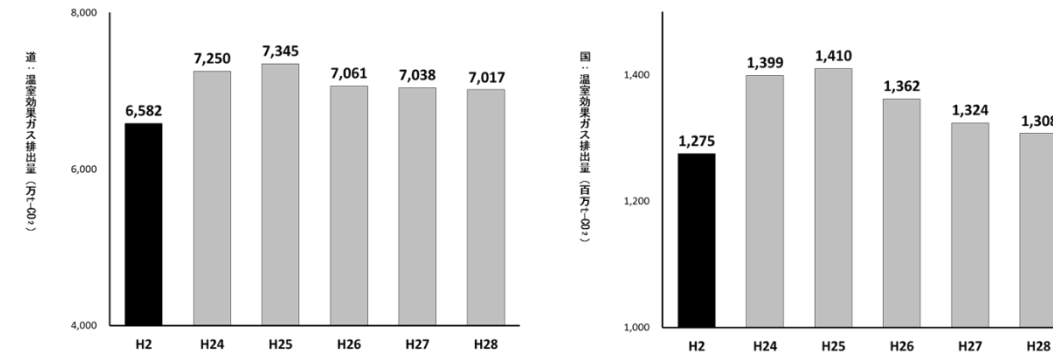


図2-1-1 北海道と全国の温室効果ガス排出量

○ また、二酸化炭素については、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、民生（家庭）部門や運輸部門からの排出割合が全国に比べ高く、道民一人当たりの排出量も全国を上回っています。（図2-1-2及び図2-1-3参照）

＜一人当たり二酸化炭素排出量（単位：t-CO₂/人）＞
 《北海道》 H2：9.6 → H24：11.9 → **H28：11.6**
 《全 国》 H2：9.2 → H24：10.0 → **H28：9.5**

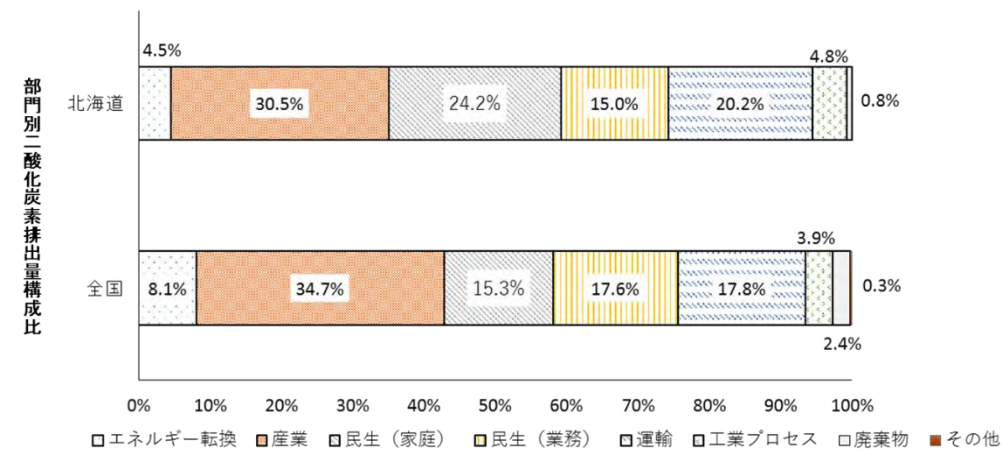


図2-1-2 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量構成比（平成28年度）

・ 経年値について統計改訂後、算定し直した国の数値が得られないため割愛

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>○ 温室効果ガス削減目標を達成するため、道民一人ひとりの日常生活や職場等での排出削減に向けたより効果的な取組の実践と定着が必要となっています。</p> <p>(エネルギー利用)</p> <p>○ エネルギー需要は横ばいで推移していますが、全国に比べ石油への依存が高いことが特徴です。 このため、省エネルギーの取組や、太陽光、風力、バイオマス*や雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した再生可能エネルギー*の利用を積極的に進めるとともに、化石燃料だけに頼らない生活様式や事業活動の展開を図ることが求められています。 なお、再生可能エネルギーの開発にあたっては、風力発電におけるバードストライクなどの環境影響を適切に評価するとともに、開発に伴う環境影響の回避・低減に取り組むことも必要です。</p> <p>○ また、国は、平成26年4月に策定した「エネルギー基本計画」において「水素社会*の実現」を盛り込み、その実現に向けた「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定しています。 水素は利用段階で温室効果ガスの排出がなく、道内の豊富な再生可能エネルギーを利用した水素製造も可能であり、本道の優位性を活かせることから、産学官が連携し、水素社会の実現に向けた取組を加速させていくことが求められています。</p> <p>(森林等における吸収源対策)</p> <p>○ 気候変動枠組条約では、二酸化炭素の吸収源として森林の適切な管理などによる吸収量の算入が認められており、全国の約4分の1を占める本道の森林を適切に整備・保全することは、地球温暖化対策として重要です。 このため、森林や木材がもつ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮や、木質バイオマスのエネルギー利用による二酸化炭素の排出削減をより一層推進することが求められています。 また、農地土壌や都市緑地などにおける吸収源対策を進めることも必要です。</p> <p>(適応策)</p> <p>○ 以上のような、温室効果ガスの排出抑制策、いわゆる緩和策がとられたとしても、気候システムの温暖化により、様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、災害、食料、健康などの様々な面で影響が生じると予測されています。 これらの影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、気候変動への適応を計画的に進めるため、本道の特徴を踏まえた総合的、計画的な取組の推進が求められています。</p>	<p>○ <u>2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けては、長期的な視点に立って、恵まれた自然環境や豊富な再生可能エネルギーの活用、本道の特徴や優位性を活かした環境イノベーションの実現や展開などに取り組むことが重要です。</u></p> <p>○ <u>道民、事業者、市町村などの各主体と2050年に向けた長期的な視点を共有し、「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、本道の優位性や特徴を活かした様々な取組を進める必要があります。</u></p> <p>(エネルギー利用)</p> <p>○ エネルギー需要は横ばいで推移していますが、全国に比べ石油への依存が高いことが特徴です。 このため、省エネルギーの取組や、太陽光、風力、バイオマスや雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した再生可能エネルギーの利用を積極的に進めるとともに、化石燃料に頼らない生活様式や事業活動の展開を図ることが求められています。 なお、再生可能エネルギーの開発にあたっては、風力発電におけるバードストライクなどの環境影響を適切に評価するとともに、開発に伴う環境影響の回避・低減に取り組むことも必要です。</p> <p>○ また、道は、<u>水素社会*</u>の実現に向けた「<u>北海道水素社会実現戦略ビジョン</u>」を策定しています。 水素は、<u>利用段階で二酸化炭素の排出がなく、再生可能エネルギーからも製造でき、本道の優位性を活かせることから、水素社会の実現に向けた取組を加速させていくことにより、二酸化炭素排出量の削減に加え、エネルギーの地産地消や地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を図る地域循環共生圏の構築に資することが期待されます。</u></p> <p>(森林等における吸収源対策)</p> <p>○ <u>パリ協定</u>では、二酸化炭素の吸収源として森林の適切な管理などによる吸収量の算入が認められており、全国の<u>22%</u>を占める本道の森林を適切に整備・保全することは、地球温暖化対策として重要です。 このため、森林や木材がもつ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮や、木質バイオマスのエネルギー利用による二酸化炭素の排出削減をより一層推進することが求められています。 また、農地土壌や都市緑地などにおける吸収源対策を進めることも必要です。</p> <p>(適応策)</p> <p>○ 温室効果ガスの排出抑制策、いわゆる「<u>緩和策</u>」がとられたとしても、気候システム*の温暖化により、様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、<u>近年では、台風の上陸・接近や短時間強雨などが頻発しており、これらは地球温暖化などの気候変動が一因とも考えられ、日常生活や産業、自然生態系など幅広い分野に影響を及ぼすおそれがあります。</u> <u>このような影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、気候変動への「適応」を進めるため、本道の特徴を踏まえた総合的かつ計画的な取組の推進が求められています。</u></p>	<p>・温室効果ガス排出実質ゼロに向けた具体的な取組の記載追加</p> <p>・水素社会実現戦略ビジョンに係る記載追加</p> <p>・地域循環共生圏に係る記載追加</p> <p>・地球温暖化の影響に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点																																
<p>《その他の地球環境保全》 (オゾン層保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類については、各種の法律により、大気中への放出禁止や、カーエアコンや家庭用冷蔵庫等からの回収等が義務づけられています。また、許可を受けた業者により回収され、破壊処理が行われています。 <p>(酸性雨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観測結果では、酸性の降雨が確認されているものの、湖沼や森林等の生態系への明らかな被害は認められていません。 しかしながら、今後とも継続して実態調査を行い、変化の動向を注視していく必要があります。 <p>(海洋汚染等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺海域においては、深刻な海洋汚染は生じていません。 しかし、船舶の事故等により大量の油が流出した際には海岸に漂着し、海洋に生息する生物だけでなく、海洋や海岸を利用する鳥類や海浜植物なども含め広く自然生態系への影響が懸念されるほか、海岸漂着物等による漁業や景観への影響、海岸への土地利用等への支障が生じていることから、関係機関と連携して適切に対処する必要があります。 	<p>【その他の地球環境保全】 (オゾン層保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オゾン層破壊物質であり、強力な温室効果ガスでもあるフロン類については、各種の法律により、大気中への放出禁止や、カーエアコンや家庭用冷蔵庫等からの回収等が義務づけられています。また、許可を受けた業者により回収され、破壊処理が行われています。 <p>(酸性雨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観測結果では、酸性の降雨が確認されているものの、湖沼や森林等の生態系への明らかな被害は認められていません。 しかしながら、今後とも継続して実態調査を行い、変化の動向を注視していく必要があります。 <p>(海洋汚染等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺海域においては、深刻な海洋汚染は生じていません。 しかし、船舶の事故等により大量の油が流出した際には海岸に漂着し、海洋に生息する生物だけでなく、海洋や海岸を利用する鳥類や海浜植物なども含め広く自然生態系への影響が懸念されています。 <u>また、海に囲まれた本道では、流木、プラスチックごみといった漂着物・漂流物が多く見られ、道、市町村、民間団体等により、国の補助制度を活用した海岸漂着物の回収・処理や清掃活動が行われていますが、漁業や景観等への影響が生じていることから、良好な景観や環境の保全を図るため、関係機関と連携して引き続き海岸漂着物の回収処理を行うほか、陸域からのごみの流出状況を把握するための詳細調査を実施するなど、発生抑制対策を推進する必要があります。</u> 	<p>・ 海岸漂着物に係る記載追加</p> <p>・ 具体的な取組に係る記載追加</p>																																
<p>地球環境保全に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する ② バイオマスや風力などの利活用による新エネルギーの導入を推進する ③ 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動を推進する ④ 二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備を推進する ⑤ フロン類の管理の適正化などを推進する 	<p>地球環境保全に関する施策の基本的な方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>省エネルギーの徹底により</u>、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する ② バイオマスや風力などの利活用による<u>再生可能</u>エネルギーの導入を推進する ③ 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動への<u>転換</u>を推進する ④ <u>森林等における</u>二酸化炭素吸収源対策を推進する ⑤ フロン類の管理の適正化などを推進する ⑥ <u>自然や社会のあり方を調整し、気候変動の影響に適応する</u> 	<p>・ 気候変動適応計画に係る記載追加</p>																																
<p>地球環境保全に関する指標群 《指標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>6,366万 t-CO₂ (H2)</td> <td>5,919万 t-CO₂ (H32)</td> <td>①②③⑤</td> </tr> <tr> <td>新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)</td> <td>5,866百万 kWh (H24)</td> <td>8,115百万 kWh (H32)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>新エネルギー導入量 熱利用分野</td> <td>12,257TJ (H24)</td> <td>20,133TJ (H32)</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連目標	温室効果ガス排出量	6,366万 t-CO ₂ (H2)	5,919万 t-CO ₂ (H32)	①②③⑤	新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	5,866百万 kWh (H24)	8,115百万 kWh (H32)	②	新エネルギー導入量 熱利用分野	12,257TJ (H24)	20,133TJ (H32)	②	<p>地球環境保全に関する指標群 《指標》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td><u>6,582</u>万 t-CO₂ (H2)</td> <td><u>6,099</u>万 t-CO₂ (R2)</td> <td>①②③⑤</td> </tr> <tr> <td>新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)</td> <td>5,866百万 kWh (H24)</td> <td>8,115百万 kWh (R2)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>新エネルギー導入量 熱利用分野</td> <td>12,257TJ (H24)</td> <td>20,133TJ (R2)</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連方向性	温室効果ガス排出量	<u>6,582</u> 万 t-CO ₂ (H2)	<u>6,099</u> 万 t-CO ₂ (R2)	①②③⑤	新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	5,866百万 kWh (H24)	8,115百万 kWh (R2)	②	新エネルギー導入量 熱利用分野	12,257TJ (H24)	20,133TJ (R2)	②	
名称	基準	目標数値等	関連目標																															
温室効果ガス排出量	6,366万 t-CO ₂ (H2)	5,919万 t-CO ₂ (H32)	①②③⑤																															
新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	5,866百万 kWh (H24)	8,115百万 kWh (H32)	②																															
新エネルギー導入量 熱利用分野	12,257TJ (H24)	20,133TJ (H32)	②																															
名称	基準	目標数値等	関連方向性																															
温室効果ガス排出量	<u>6,582</u> 万 t-CO ₂ (H2)	<u>6,099</u> 万 t-CO ₂ (R2)	①②③⑤																															
新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	5,866百万 kWh (H24)	8,115百万 kWh (R2)	②																															
新エネルギー導入量 熱利用分野	12,257TJ (H24)	20,133TJ (R2)	②																															

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
森林の蓄積と 地球温暖化防止機能	蓄積 743 百万 m ³	蓄積 961 百万 m ³	④
	炭素貯蔵量 297 百万 t-C 相当 (H23)	炭素貯蔵量 384 百万 t-C 相当 (H44)	

《補足データ》

名称	関連施策	関連目標
一人当たりの二酸化炭素排出量	ア (ア)	①③
部門別二酸化炭素排出量	ア (ア)	①③
環境効率性	ア (ア)	①③
低公害車の普及台数	ア (ア)	①③
産業部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
家庭部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
業務部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
運輸部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	イ	⑤

(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- 適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、日常生活において環境への負荷の少ない行動を心がけます。
- 省エネ・再生可能エネルギー関連機器・設備の購入、環境にやさしい商品やサービスの選択など、環境に配慮した消費活動を実践します。

《事業者》

- 省資源や省エネ、未利用エネルギーの利用などを進めるほか、環境への負荷の少ない製品や商品の製造販売、技術開発に努めるなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- エコドライブなど環境への負荷の少ない運転や、環境に配慮したオフィス活動の実践などについて、従業員等に対する教育を進めます。

《NPO等の民間団体》

- 省資源・省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入促進、緑化活動など、住民等の参加・協力のもと、地域の中心となって環境保全活動に取り組みます。

《市町村》

- 省資源や省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入など事務や事業における環境への配慮に率先して取り組みます。

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連方向性
森林の蓄積と 地球温暖化防止機能	蓄積 <u>782</u> 百万 m ³	蓄積 <u>835</u> 百万 m ³	④
	炭素貯蔵量 <u>310</u> 百万 t-C 相当 (H <u>27</u>)	炭素貯蔵量 <u>329</u> 百万 t-C 相当 (R <u>8</u>)	

《補足データ》

名称	関連施策	関連方向性
一人当たりの二酸化炭素排出量	ア (ア)	①③
部門別二酸化炭素排出量	ア (ア)	①③
環境効率性	ア (ア)	①③
低公害車の普及台数	ア (ア)	①③
産業部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
家庭部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
業務部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
運輸部門エネルギー消費原単位	ア (ア)	①③
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	イ	⑤

(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- 適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、日常生活において環境への負荷の少ない行動を心がけます。
- 省エネ・再生可能エネルギー関連機器・設備の購入、環境にやさしい商品やサービスの選択など、環境に配慮した消費活動を実践します。

《事業者》

- 省資源や省エネ、未利用エネルギーの利用などを進めるほか、環境への負荷の少ない製品や商品の製造販売、技術開発に努めるなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- エコドライブなど環境への負荷の少ない運転や、環境に配慮したオフィス活動の実践などについて、従業員等に対する教育を進めます。

《NPO等の民間団体》


- 省資源・省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入促進、緑化活動など、住民等の参加・協力のもと、地域の中心となって環境保全活動に取り組みます。

《市町村》

- 省資源や省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入など事務や事業における環境への配慮に率先して取り組みます。

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点																																
<p>・森林や緑地の保全・整備、市街地の緑化活動を推進します。</p> <p>道の施策 《施策の体系》</p> <p>施策体系のうち、「地球温暖化対策の推進」については、この分野の個別計画である「地球温暖化対策推進計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。</p> <p>また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="210 468 1270 808"> <thead> <tr> <th>施策体系</th> <th>個別計画・主な関連計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域から取り組む地球環境の保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 地球温暖化対策の推進</td> <td>地球温暖化対策推進計画</td> </tr> <tr> <td> (ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換</td> <td>省エネルギー・新エネルギー促進行動計画</td> </tr> <tr> <td> (イ) 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入</td> <td>新エネルギー導入拡大に向けた基本方向</td> </tr> <tr> <td> (ウ) 森林等における吸収源対策</td> <td>森林吸収源対策推進計画</td> </tr> <tr> <td> (エ) 気候変動への適応策の検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ その他の地球環境保全対策の推進</td> <td>海岸漂着物対策推進計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施策の方向》</p> <p>ア 地球温暖化対策の推進</p> <p>(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換</p> <p>○ 温室効果ガスの削減の取組を推進するため、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、省エネ機器・システムの導入支援等を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止活動推進員の派遣や、省エネに関する普及啓発を行い、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促します。 アイドリングストップをはじめとした燃費効率の良い運転方法（エコドライブ）の普及、浸透や低公害車の導入促進を図ります。 エネルギー使用量の「見える化」や省エネ技術等の導入可能性調査など、省エネ機器・技術の導入を支援します。 省エネ性能等に係る一定の技術水準を有する道内の住宅事業者を登録するとともに、住宅の省エネ性能等を評価した結果などの情報を消費者へ分かりやすく表示する「きた住まいる」の普及を図ります。 <p>(イ) 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入</p> <p>○ 太陽光、風力、バイオマス、雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における新エネルギー導入の加速化を図るため、道の支援を強化するとともに、市町村などによる導入推進の取組を支援します。 自立・分散型のエネルギーシステムの導入を推進するため、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備を促進します。 水素社会の形成に向け、産学官で連携し、普及啓発や導入拡大などの取組を進めます。 	施策体系	個別計画・主な関連計画等	(1) 地域から取り組む地球環境の保全		ア 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策推進計画	(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画	(イ) 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入	新エネルギー導入拡大に向けた基本方向	(ウ) 森林等における吸収源対策	森林吸収源対策推進計画	(エ) 気候変動への適応策の検討		イ その他の地球環境保全対策の推進	海岸漂着物対策推進計画	<p>・森林や緑地の保全・整備、市街地の緑化活動を推進します。</p> <p>道の施策 [施策の体系]</p> <p>施策体系のうち、「地球温暖化対策の推進」については、この分野の個別計画である「地球温暖化対策推進計画」及び「北海道気候変動適応計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。</p> <p>また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1386 520 2415 861"> <thead> <tr> <th>施策体系</th> <th>個別計画・主な関連計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域から取り組む地球環境の保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 地球温暖化対策の推進</td> <td>地球温暖化対策推進計画</td> </tr> <tr> <td> (ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換</td> <td>省エネルギー・新エネルギー促進行動計画</td> </tr> <tr> <td> (イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入</td> <td>水素社会実現戦略ビジョン</td> </tr> <tr> <td> (ウ) 森林等における吸収源対策</td> <td>森林吸収源対策推進計画</td> </tr> <tr> <td> (エ) 気候変動の影響への適応策の検討</td> <td>気候変動適応計画</td> </tr> <tr> <td>イ その他の地球環境保全対策の推進</td> <td>海岸漂着物対策推進計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施策の方向]</p> <p>ア 地球温暖化対策の推進</p> <p>(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換</p> <p>○ 温室効果ガスの削減の取組を推進するため、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、省エネ機器・システムの導入支援等を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止活動推進員の派遣や、省エネに関する普及啓発を行い、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促します。 アイドリングストップをはじめとした燃費効率の良い運転方法（エコドライブ）の普及、浸透や低公害車の導入促進を図ります。 エネルギー使用量の「見える化」や省エネ技術等の導入可能性調査など、省エネ機器・技術の導入を支援します。 省エネ性能等に係る一定の技術水準を有する道内の住宅事業者を登録するとともに、住宅の省エネ性能等を評価した結果などの情報を消費者へ分かりやすく表示する「きた住まいる」の普及を図ります。 <p>(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入</p> <p>○ 太陽光、風力、バイオマス、雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入を進めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における新エネルギー導入の加速化を図るため、道の支援を強化するとともに、市町村などによる導入推進の取組を支援します。 自立・分散型のエネルギーシステムの導入を推進するため、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備を促進します。 水素社会の形成に向け、産学官で連携し、普及啓発や導入拡大などの取組を進めます。 	施策体系	個別計画・主な関連計画等	(1) 地域から取り組む地球環境の保全		ア 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策推進計画	(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画	(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入	水素社会実現戦略ビジョン	(ウ) 森林等における吸収源対策	森林吸収源対策推進計画	(エ) 気候変動の影響への適応策の検討	気候変動適応計画	イ その他の地球環境保全対策の推進	海岸漂着物対策推進計画	<p>・気候変動適応計画に係る記載追加</p>
施策体系	個別計画・主な関連計画等																																	
(1) 地域から取り組む地球環境の保全																																		
ア 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策推進計画																																	
(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画																																	
(イ) 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入	新エネルギー導入拡大に向けた基本方向																																	
(ウ) 森林等における吸収源対策	森林吸収源対策推進計画																																	
(エ) 気候変動への適応策の検討																																		
イ その他の地球環境保全対策の推進	海岸漂着物対策推進計画																																	
施策体系	個別計画・主な関連計画等																																	
(1) 地域から取り組む地球環境の保全																																		
ア 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策推進計画																																	
(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画																																	
(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入	水素社会実現戦略ビジョン																																	
(ウ) 森林等における吸収源対策	森林吸収源対策推進計画																																	
(エ) 気候変動の影響への適応策の検討	気候変動適応計画																																	
イ その他の地球環境保全対策の推進	海岸漂着物対策推進計画																																	

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>(ウ) 森林等における吸収源対策</p> <p>○ 「森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林の整備や保全を着実に進めるとともに、地域材の利用を促進し、森林や木材が持つ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮を図るなど、森林等における吸収源対策を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採後の確実な植林、除伐、間伐などの森林整備を着実に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ります。 地域で生産された木材を地域で有効活用する「地材地消*」や、エネルギー利用も含めた多様な分野での木材・木質バイオマスの利用の拡大を図ります。 都市公園の整備等による緑地の確保を行います。 <p>(エ) 気候変動への適応策の検討</p> <p>○ 気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響への適応を進めるため、関係機関と連携を図りながら、北海道における気候変動への適応策の検討を進めます。</p> <p>イ その他の地球環境保全対策の推進</p> <p>○ 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の回収及び適正処理を推進します。</p> <p>○ 酸性雨や海洋汚染、漂着ごみなどの広域的な環境問題に対応するため、国等と連携し適切なモニタリング・調査研究等を行います。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「海岸漂着物対策推進計画」に基づき、多様な主体の適切な役割と連携の確保を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を進めます。 	<p>(ウ) 森林等における吸収源対策</p> <p>○ 「森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林の整備や保全を着実に進めるとともに、地域材の利用を促進し、森林や木材が持つ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮を図るなど、森林における吸収源対策を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>森林による二酸化炭素吸収量の確保に向けて、間伐や伐採後の着実な再造林など適切な森林の整備・保全を総合的に推進します。</u> <u>木材や木質バイオマスの利用は、建築物等での炭素の固定や、化石燃料の代替として二酸化炭素の排出抑制に大きな役割を果たすことから、地域材の利用の促進や木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。</u> <u>森林づくりや木材の利用に対する道民の理解を促進するとともに、あらゆる世代の方々が森林や木材にふれあう機会の確保を図るため、木育活動を全道に広げ、道民参加の森林づくり等を推進します。</u> <p><u>○ 都市公園の整備等による都市の緑地の保全や、農地土壌の適切な管理などの吸収源対策を推進します。</u></p> <p>(エ) 気候変動への適応策の取組</p> <p>○ 気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響への適応を進めるため、<u>「産業」、「自然環境」、「自然災害」及び「生活・健康」の4つの分野に重点的に取り組むとともに、情報収集や普及啓発を行うことにより、関係機関と連携を図りながら、北海道における気候変動への適応策の検討を進めます。</u></p> <p><u>また、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討を進めます。</u></p> <p>イ その他の地球環境保全対策の推進</p> <p>○ 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の<u>使用の合理化及び管理の適正化</u>を推進します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者や充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。</u> <u>定期的な点検の実施や廃棄時のフロン類回収の仕組みなどについて、関係者の意識向上に向けた普及啓発を行います。</u> <u>関係機関と適正管理に関する現状・課題を共有し、フロン排出抑制対策を推進します。</u> <p>○ 酸性雨や海洋汚染、漂着ごみなどの広域的な環境問題に対応するため、国等と連携し適切なモニタリング・調査研究等を行います。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「海岸漂着物対策推進計画」に基づき、多様な主体の適切な役割と連携の確保を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を進めます。 	<p>・森林吸収源対策推進計画に係る記載追加</p> <p>・気候変動適応計画に係る記載追加</p> <p>・具体的な取組に係る記載追加</p> <p>・具体的な取組に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>(2) 北海道らしい循環型社会の形成</p> <div data-bbox="181 562 584 598" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</div> <div data-bbox="201 604 1282 957" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人々は、できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使うといった環・境に配慮した生活を実践しています。</p> <p>また、企業は、自らの事業活動における廃棄物等*の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源*として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。</p> <p>さらには、家畜ふん尿や林地未利用材*などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大しています。</p> </div> <div data-bbox="181 1199 338 1234" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状と課題</div> <p>《循環型社会の形成》 (3Rの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3Rの進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は未だに全国平均を上回っており、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。(図2-2-1及び図2-2-2参照) <div data-bbox="219 1482 1282 1633" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><一人1日当たりのごみ排出量(単位:g/人・日)> 【北海道】H17: 1,221 → H25: 1,013 【全 国】H17: 1,131 → H25: 958 <一般廃棄物のリサイクル率(単位:%)> 【北海道】H17: 17.2 → H25: 24.0 【全 国】H17: 19.0 → H25: 20.6</p> </div>	<p>(2) 北海道らしい循環型社会の形成</p>  <div data-bbox="1359 552 1762 588" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</div> <div data-bbox="1380 594 2460 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人々には、<u>地球規模での社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援する消費活動が定着しているとともに、持続可能な自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、</u>できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践<u>する習慣が身につ</u>ています。</p> <p>企業は、<u>自らの事業が環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、事業活動や製品のライフサイクルを通じた環境負荷を可能な限り低減し、</u>廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。</p> <p>家畜ふん尿や林地未利用材などバイオマスの利活用が<u>定着し、農林水産資源が持続可能な方法で利用されるとともに、</u>既存産業の技術基盤の活用<u>や、従来のものとは根本的に異なる技術によるイノベーションの創出</u>などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大<u>するなど様々な物質・エネルギーの循環も良好に保たれています。</u></p> </div> <div data-bbox="1359 1188 1516 1224" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状と課題</div> <p>【循環型社会の形成】 (3Rの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3Rの進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は未だに全国平均を上回っており、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。(図2-2-1及び図2-2-2参照) <div data-bbox="1397 1472 2460 1623" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><一人1日当たりのごみ排出量(単位:g/人・日)> 《北海道》<u>H24: 1,004 → H30: 969</u> 【全 国】<u>H24: 964 → H30: 918</u> <一般廃棄物のリサイクル率(単位:%)> 《北海道》<u>H24: 23.6 → H30: 23.9</u> 【全 国】<u>H24: 20.5 → H30: 19.9</u></p> </div>	<p>・SDGsに係る記載追加</p> <p>・できるだけイメージを膨らませつつ前段の将来像のイメージと整合するよう変更</p> <p>・近年の状況反映</p>

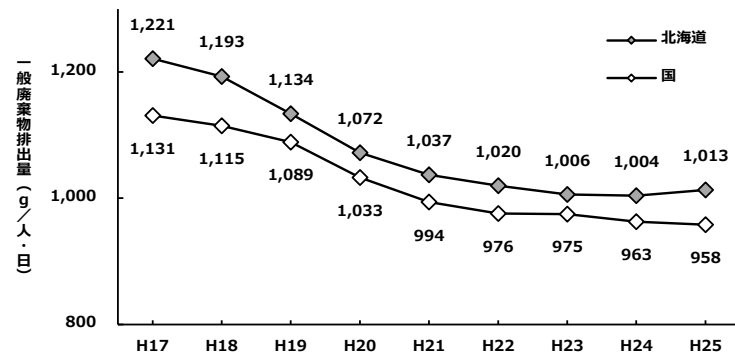


図2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量

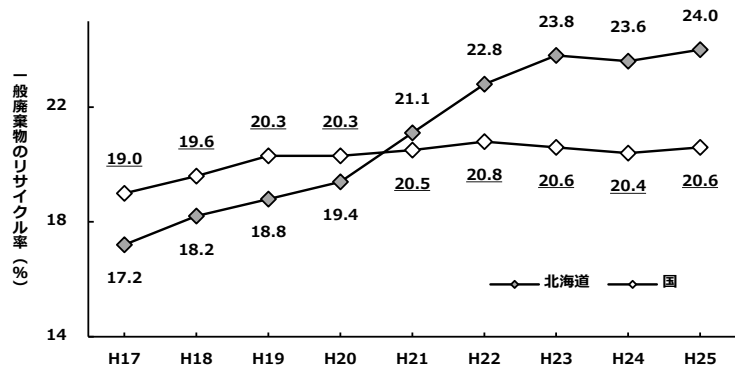


図2-2-2 一般廃棄物のリサイクル率

- 全国の排出量の約1割を占める道内の産業廃棄物排出量のうち、半分を占めるのが家畜ふん尿で、次いで製造業や下水道業などから排出される汚泥が多くなっています。(図2-2-3参照)
また、再生利用率は全国平均と同程度ですが、最終処分量の多い汚泥や廃プラスチック類などについては、さらなる再生利用の取組が必要です。(図2-2-4参照)

＜産業廃棄物排出量 (単位：千t)＞
 【北海道】H14:41,061→H25:37,573 【全 国】H14:393,234→H24:379,137
 ＜産業廃棄物の再生利用率 (単位：%)＞
 【北海道】H14:51→H25:55 【全 国】H14:46→H24:55

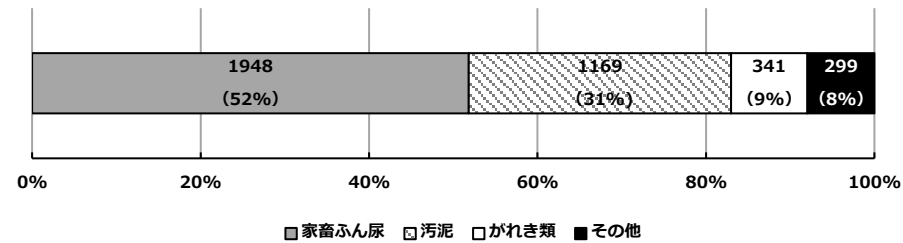


図2-2-3 北海道の産業廃棄物の種類別排出量 (総排出量：3,757万t (H25))

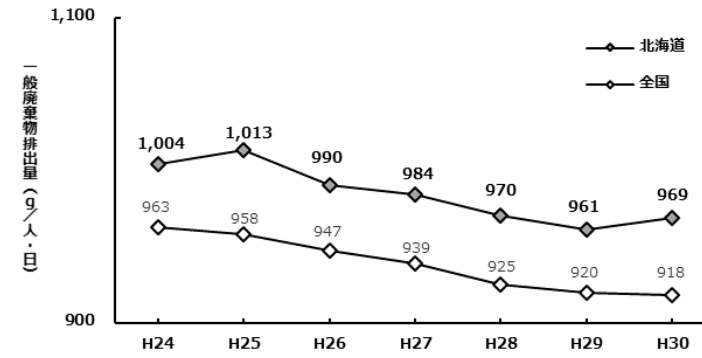


図2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量

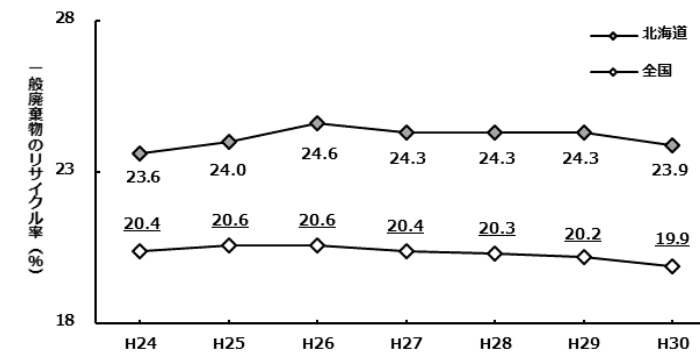


図2-2-2 一般廃棄物のリサイクル率

- 全国の排出量の約1割を占める道内の産業廃棄物排出量のうち、半分を占めるのが家畜ふん尿で、次いで製造業や下水道業などから排出される汚泥が多くなっています。(図2-2-3参照)
また、再生利用率は全国平均を若干上回っていますが、最終処分量の多い汚泥やがれき類などについては、さらなる再生利用の取組が必要です。(図2-2-4参照)

＜産業廃棄物排出量 (単位：万t)＞
 《北海道》H24:3,875→H29:3,874 【全 国】H24:37,914→H29:38,564
 ＜産業廃棄物の再生利用率 (単位：%)＞
 《北海道》H24:55.9→H29:55.5 【全 国】H24:55→H29:53

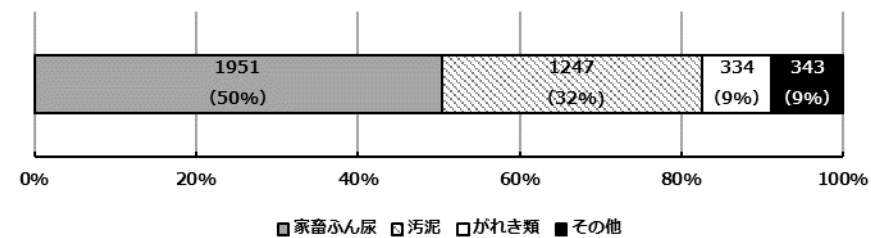
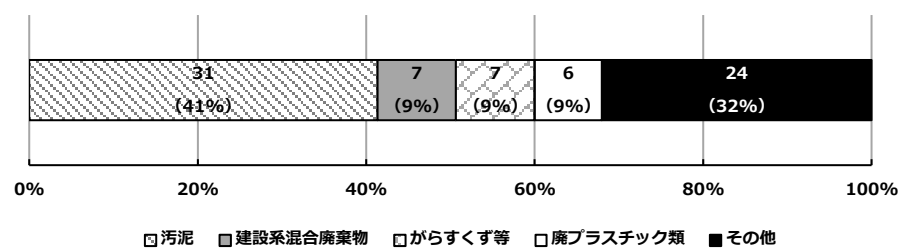
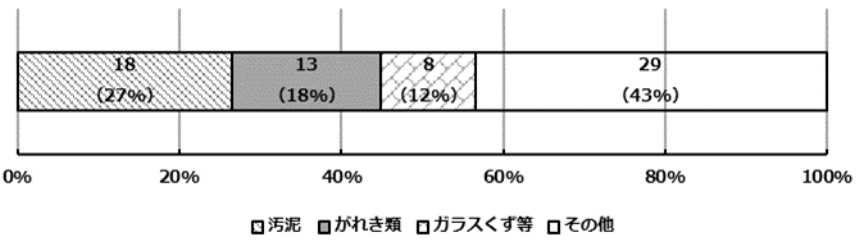


図2-2-3 北海道の産業廃棄物の種類別排出量 (総排出量：3,874万t (H29))

・近年の状況反映

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
 <p>図2-2-4 北海道の産業廃棄物の種類別最終処分量（総処分量：75万t（H25））</p> <p>○ 3Rの推進にあたっては、2R（リデュース・リユース）を優先した取組を強化するとともに、循環の質にも着目し、循環資源のエネルギー源への活用や複合的利用などにより資源としての価値を最大限に活用することが重要です。</p> <p>（廃棄物の適正処理）</p> <p>○ 循環型社会の形成を阻害する廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあります。 不法投棄などは、その未然防止と長期化させないための早期対応が重要です。</p> <p>○ PCB*廃棄物については、国が中間貯蔵・環境安全事業株式会社による全国5か所の拠点的広域処理施設における処理体制を構築しています。 北海道では、室蘭市において、道内外のPCB廃棄物を処理することとしており、今後とも平成27年3月に変更した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、情報公開を基本に安全・確実な処理事業を推進する必要があります。</p> <p>（バイオマスの利活用）</p> <p>○ 農林水産業が盛んな本道には、畜産から排出される家畜ふん尿をはじめ、林地未利用材や稲わらなど多様なバイオマスが豊富に存在しています。 廃棄物系及び未利用バイオマスの発生量の約8割がエネルギーや製品原材料などとして利活用に向けられていますが、利活用が進んでいない生ごみや林地未利用材などについては、その性質や地域特性に応じ、さらなる利活用を進めることが重要です。 また、すでに利活用されているものであっても、地域特性に応じて複合利用や地域分散型の再生可能エネルギーとしての利用など、より高度な利用を進めていくことが重要です。</p>	 <p>図2-2-4 北海道の産業廃棄物の種類別最終処分量（総処分量：68万t（H29））</p> <p>○ 3Rの推進にあたっては、2R（リデュース・リユース）を優先した取組を強化するとともに、循環の質にも着目し、循環資源のエネルギー源への活用や複合的利用などにより資源としての価値を最大限に活用することが重要です。</p> <p><u>○ 一方、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されていることから、国では、「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定してプラスチック資源循環と海洋プラスチックごみ対策を総合的に推進しており、道でも、「プラスチックとの賢い付き合い方」を道民、事業者に呼びかけるなど、道内のプラスチック資源循環に取り組んでいるところですが、今後においても、3Rのさらなる徹底やごみの減量化に対する意識の向上に向けた普及啓発などによりプラスチックごみの排出抑制を図る必要があります。</u></p> <p>（廃棄物の適正処理）</p> <p>○ 循環型社会の形成を阻害する廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあります。 不法投棄などは、その未然防止や長期化させないための<u>早期発見</u>と早期対応が重要です。</p> <p>○ PCB*廃棄物については、国が中間貯蔵・環境安全事業株式会社による全国5か所の拠点的広域処理施設における処理体制を構築しています。 北海道では、室蘭市において、道内外のPCB廃棄物を処理することとしており、<u>処理期限の2022年度まで（一部は2021年度まで）に処理を完了する必要があることから、今後とも平成29年3月に変更した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、情報公開を基本に安全な処理事業を推進するとともに、関係機関との連携強化、調査等による実態把握や立入検査等の権限を有効に活用して、処理期限内の確実かつ適正な処理を推進していく必要があります。</u></p> <p>（バイオマスの利活用）</p> <p>○ <u>バイオマスの有効利用は、循環型社会の形成はもとより、地球温暖化の防止や自立・分散型エネルギーの導入により、地域のエネルギー収支を改善するとともに、リサイクル関連産業をはじめとした地域産業に寄与し、地域活性化につながっていくこと、また、取組を通じ、地域循環共生圏の形成に貢献することが期待されています。</u> <u>豊かな農林水産資源を有する本道では、家畜ふん尿をはじめ多様なバイオマスが豊富に賦存していますが、地域に偏在していることや、種類毎に存在形態が多様であること、賦存量が豊富であっても基幹系統などの送電系統の容量の不足から利活用が進まないといった課題</u></p>	<p>・海洋プラスチックごみに係る記載追加</p> <p>・処理期限に係る記載追加</p> <p>・具体的な取組に係る記載追加</p> <p>・近年の取組も踏まえた記載に修正</p> <p>・系統面の課題追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点																																								
<p>(循環型社会ビジネスの振興)</p> <p>○ 資源の有効利用に資する技術や製品、サービスを提供する循環型社会ビジネスの振興は、市場の中で効率的に3Rの取組を進めるために重要です。</p> <p>循環型社会ビジネスの展開にあたっては、地域住民等の理解の下、動脈産業と静脈産業の緊密な連携により、循環資源製品の生産・供給システムの強化、製品の利用促進を図り、循環の輪をつなぎ広げていくことが必要です。</p>	<p><u>題があることから、地域のバイオマス資源の賦存状況や事業者・住民等のニーズに応じた利活用手法を選択し、きめ細やかに対応していくことが重要です。</u></p> <p>(循環型社会ビジネスの振興)</p> <p>○ 資源の有効利用に資する技術や製品、サービスを提供する循環型社会ビジネスの振興は、市場の中で効率的に3Rの取組を進めるために重要です。</p> <p>循環型社会ビジネスの展開にあたっては、地域住民等の理解の下、動脈産業と静脈産業の緊密な連携により、循環資源製品の生産・供給システムの強化、製品の利用促進を図り、循環の輪をつなぎ広げていくことが必要です。</p>																																									
<p>循環型社会の形成に関する目標</p> <p>① 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する</p> <p>② 廃棄物の適正処理を推進する</p> <p>③ 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する</p> <p>④ リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る</p>	<p>循環型社会の形成に関する<u>施策の基本的方向性</u></p> <p>① 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する</p> <p>② 廃棄物の適正処理を推進する</p> <p>③ 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する</p> <p>④ リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る</p>																																									
<p>循環型社会の形成に関する指標群</p> <p>《指標》</p> <table border="1" data-bbox="222 945 1285 1312"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環利用率</td> <td>14.5% (H24)</td> <td>16% (H31)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>112万t (H24)</td> <td>86万t (H31)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)</td> <td>88.2% (H24)</td> <td>90% (炭素換算) (H31)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)</td> <td>60.4% (H24)</td> <td>70% (炭素換算) (H31)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連目標	循環利用率	14.5% (H24)	16% (H31)	①	最終処分量	112万t (H24)	86万t (H31)	①	廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	88.2% (H24)	90% (炭素換算) (H31)	③	未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	60.4% (H24)	70% (炭素換算) (H31)	③	<p>循環型社会の形成に関する指標群</p> <p>《指標》</p> <table border="1" data-bbox="1389 945 2451 1312"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連<u>方向性</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環利用率</td> <td><u>15.7%</u> (H29)</td> <td><u>17%</u> (R6)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td><u>100万t</u> (H29)</td> <td><u>82万t以下</u> (R6)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)</td> <td><u>89.8%</u> (H28)</td> <td>90% (炭素換算) (R4)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)</td> <td><u>71.5%</u> (H28)</td> <td>70% (炭素換算) (R4)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>	循環利用率	<u>15.7%</u> (H29)	<u>17%</u> (R6)	①	最終処分量	<u>100万t</u> (H29)	<u>82万t以下</u> (R6)	①	廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	<u>89.8%</u> (H28)	90% (炭素換算) (R4)	③	未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	<u>71.5%</u> (H28)	70% (炭素換算) (R4)	③	
名称	基準	目標数値等	関連目標																																							
循環利用率	14.5% (H24)	16% (H31)	①																																							
最終処分量	112万t (H24)	86万t (H31)	①																																							
廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	88.2% (H24)	90% (炭素換算) (H31)	③																																							
未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	60.4% (H24)	70% (炭素換算) (H31)	③																																							
名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>																																							
循環利用率	<u>15.7%</u> (H29)	<u>17%</u> (R6)	①																																							
最終処分量	<u>100万t</u> (H29)	<u>82万t以下</u> (R6)	①																																							
廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	<u>89.8%</u> (H28)	90% (炭素換算) (R4)	③																																							
未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	<u>71.5%</u> (H28)	70% (炭素換算) (R4)	③																																							
<p>《個別指標》</p> <table border="1" data-bbox="222 1386 1285 1753"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)</td> <td>1,004g/人・日 (H24)</td> <td>940g/人・日 (H31)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td>3,875万t (H24)</td> <td>3,900万t (H31)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率</td> <td>23.6% (H24)</td> <td>30% (H31)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用率</td> <td>55.9% (H24)</td> <td>57% (H31)</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連目標	一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)	1,004g/人・日 (H24)	940g/人・日 (H31)	①	産業廃棄物の排出量	3,875万t (H24)	3,900万t (H31)	①	一般廃棄物のリサイクル率	23.6% (H24)	30% (H31)	①	産業廃棄物の再生利用率	55.9% (H24)	57% (H31)	①	<p>《個別指標》</p> <table border="1" data-bbox="1389 1386 2451 1753"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>目標数値等</th> <th>関連<u>方向性</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)</td> <td><u>961g/人・日</u> (H29)</td> <td><u>900g/人・日</u> (R6)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td><u>3,874万t</u> (H29)</td> <td><u>3,750万t以下</u> (R6)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率</td> <td><u>24.3%</u> (H29)</td> <td>30% (R6)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用率</td> <td><u>55.5%</u> (H29)</td> <td>57%<u>以上</u> (R6)</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>	一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)	<u>961g/人・日</u> (H29)	<u>900g/人・日</u> (R6)	①	産業廃棄物の排出量	<u>3,874万t</u> (H29)	<u>3,750万t以下</u> (R6)	①	一般廃棄物のリサイクル率	<u>24.3%</u> (H29)	30% (R6)	①	産業廃棄物の再生利用率	<u>55.5%</u> (H29)	57% <u>以上</u> (R6)	①	
名称	基準	目標数値等	関連目標																																							
一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)	1,004g/人・日 (H24)	940g/人・日 (H31)	①																																							
産業廃棄物の排出量	3,875万t (H24)	3,900万t (H31)	①																																							
一般廃棄物のリサイクル率	23.6% (H24)	30% (H31)	①																																							
産業廃棄物の再生利用率	55.9% (H24)	57% (H31)	①																																							
名称	基準	目標数値等	関連 <u>方向性</u>																																							
一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)	<u>961g/人・日</u> (H29)	<u>900g/人・日</u> (R6)	①																																							
産業廃棄物の排出量	<u>3,874万t</u> (H29)	<u>3,750万t以下</u> (R6)	①																																							
一般廃棄物のリサイクル率	<u>24.3%</u> (H29)	30% (R6)	①																																							
産業廃棄物の再生利用率	<u>55.5%</u> (H29)	57% <u>以上</u> (R6)	①																																							
<p>《補足データ》</p> <table border="1" data-bbox="222 1827 1285 1911"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>関連施策</th> <th>関連目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性</td> <td>ア</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	名称	関連施策	関連目標	資源生産性	ア	①	<p>《補足データ》</p> <table border="1" data-bbox="1389 1827 2451 1911"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>関連施策</th> <th>関連<u>方向性</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性</td> <td>ア</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table>	名称	関連施策	関連 <u>方向性</u>	資源生産性	ア	①																													
名称	関連施策	関連目標																																								
資源生産性	ア	①																																								
名称	関連施策	関連 <u>方向性</u>																																								
資源生産性	ア	①																																								

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版			新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)			主な変更点
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	イ	②	産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	イ	②	
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③	廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③	
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③	未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③	
バイオガスプラント施設数	ウ	③	バイオガスプラント施設数	ウ	③	
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	ウ	③	バイオマス活用推進計画等策定市町村数	ウ	③	
認定リサイクル製品数	エ	④	認定リサイクル製品数	エ	④	
グリーン購入の全庁的实施市町村数	エ	④	グリーン購入の全庁的实施市町村数	エ	④	
(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照			(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照			
各主体の取組方向			各主体の取組方向			
《道民》			《道民》			
<ul style="list-style-type: none"> •ものを修理して使うなど大切にするとともに、買い物時のレジ袋等の辞退、詰替製品の選択やレンタル品の活用、エコクッキングの実践など、ごみの発生が少ない生活を心がけます。 •リターナブル容器使用商品の選択、中古品やリサイクル製品の購入・使用など、再使用や再利用に努めます。 •地域のルールを守り、ごみの分別の徹底に努めるほか、不用品を適正なりサイクル店へ引き渡すなど、地域におけるリサイクルの取組を進めます。 			<ul style="list-style-type: none"> •ものを修理して使うなど大切にするとともに、買い物時のレジ袋等の辞退、詰替製品の選択やレンタル品の活用、エコクッキングの実践など、ごみの発生が少ない生活を心がけます。 •リターナブル容器使用商品の選択、中古品やリサイクル製品の購入・使用など、再使用や再利用に努めます。 •地域のルールを守り、ごみの分別の徹底に努めるほか、不用品を適正なりサイクル店へ引き渡すなど、地域におけるリサイクルの取組を進めます。 			
《事業者》			《事業者》			
<ul style="list-style-type: none"> •製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、製品の長寿命化や包装資材の削減などを進めます。 •使用済み製品等の再使用や、再利用しやすい製品等の製造・販売、再利用可能な素材等の使用、回収ボックス等の設置など、再使用や再利用に努めます。 •廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用や、リサイクル製品・技術の開発を進めます。 •循環的な利用が行われないものについては、排出者責任の原則に基づき適正に処理します。 			<ul style="list-style-type: none"> •製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、製品の長寿命化や包装資材の削減などを進めます。 •使用済み製品等の再使用や、再利用しやすい製品等の製造・販売、再利用可能な素材等の使用、回収ボックス等の設置など、再使用や再利用に努めます。 •廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用や、リサイクル製品・技術の開発を進めます。 •循環的な利用が行われないものについては、排出者責任の原則に基づき適正に処理します。 			
《NPO等の民間団体》			《NPO等の民間団体》			
<ul style="list-style-type: none"> •資源回収やリサイクル、不用品の再利用など、地域住民などと協力して環境保全活動に取り組みます。 •フリーマーケット開催などを通じて、住民の3R意識の向上を図ります。 			<ul style="list-style-type: none"> •資源回収やリサイクル、不用品の再利用など、地域住民などと協力して環境保全活動に取り組みます。 •フリーマーケット開催などを通じて、住民の3R意識の向上を図ります。 			
《市町村》			《市町村》			
<ul style="list-style-type: none"> •廃棄物の排出が少ない事務・事業の執行や、グリーン購入*などによる環境への負荷の少ない物品や役務の調達など、率先して3Rに取り組みます。 •地域特性に応じた3Rの推進や生ごみ等のバイオマスの利活用に取り組みます。 •広域化や施設の長寿命化により、効率的な廃棄物処理体制を整備します。 			<ul style="list-style-type: none"> •廃棄物の排出が少ない事務・事業の執行や、グリーン購入*などによる環境への負荷の少ない物品や役務の調達など、率先して3Rに取り組みます。 •地域特性に応じた3Rの推進や生ごみ等のバイオマスの利活用に取り組みます。 •広域化や施設の長寿命化により、効率的な廃棄物処理体制を整備します。 			
道の施策			道の施策			
《施策の体系》			[施策の体系]			
この分野については、個別計画である「循環型社会形成推進基本計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。			この分野については、個別計画である「循環型社会形成推進基本計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。			

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点																												
<p>また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="201 226 1249 569"> <thead> <tr> <th>施策体系</th> <th>個別計画・主な関連計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 北海道らしい循環型社会の形成</td> <td>循環型社会形成推進基本計画</td> </tr> <tr> <td>ア 3Rの推進</td> <td>廃棄物処理計画</td> </tr> <tr> <td>イ 廃棄物の適正処理の推進</td> <td>ごみ処理の広域化計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</td> </tr> <tr> <td>ウ バイオマスの利活用の推進</td> <td>バイオマス活用推進計画</td> </tr> <tr> <td>エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興</td> <td>環境産業振興戦略</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施策の方向》</p> <p>ア 3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rを推進するため、環境に配慮するライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、廃棄物の排出抑制・リサイクルに係る基盤整備を進めるほか、各種リサイクル法に基づき、個別分野のリサイクルを推進します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3R推進月間」などにおける各種イベントの開催や、廃棄物の発生・排出抑制に関する模範的取組の表彰（ゼロ・エミ大賞）などにより、3Rに関する普及啓発を推進します。 ・「循環資源利用促進税」を活用し、排出抑制やリサイクルにかかる技術開発・施設整備などを支援します。 ・家電リサイクル法や建設リサイクル法などの各種リサイクル法に基づき、循環資源の再生利用等を推進します。 <p>イ 廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、適切な助言・指導等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します。また、大規模災害の発生に備え、災害廃棄物にかかる対策を推進します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ処理の広域化計画」の考え方を踏まえ、地域の実態に合った効率的なごみ処理施設の整備を促進します。 ・道の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村の計画策定を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、監視・指導等を行うとともに、優良処理業者を育成し、適正処理を推進します。また、関係機関等との適切な役割分担のもと、PCB廃棄物などの有害廃棄物の適正処理を進めます。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等への講師の派遣、各種会議等を通じた優良認定制度の普及啓発等により、優良処理業者の育成に努めます。 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正処理を進めま 	施策体系	個別計画・主な関連計画等	(2) 北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画	ア 3Rの推進	廃棄物処理計画	イ 廃棄物の適正処理の推進	ごみ処理の広域化計画		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ウ バイオマスの利活用の推進	バイオマス活用推進計画	エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	環境産業振興戦略	<p>また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1389 226 2407 569"> <thead> <tr> <th>施策体系</th> <th>個別計画・主な関連計画等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 北海道らしい循環型社会の形成</td> <td>循環型社会形成推進基本計画</td> </tr> <tr> <td>ア 3Rの推進</td> <td>廃棄物処理計画</td> </tr> <tr> <td>イ 廃棄物の適正処理の推進</td> <td>ごみ処理の広域化計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</td> </tr> <tr> <td>ウ バイオマスの利活用の推進</td> <td>バイオマス活用推進計画</td> </tr> <tr> <td>エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興</td> <td>省エネルギー・新エネルギー促進行動計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施策の方向]</p> <p>ア 3Rの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3Rを推進するため、環境に配慮するライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、廃棄物の排出抑制・リサイクルに係る基盤整備を進めるほか、各種リサイクル法に基づき、個別分野のリサイクルを推進します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3R推進月間」などにおける各種イベントの開催や、廃棄物の発生・排出抑制に関する模範的取組の表彰（ゼロ・エミ大賞）などにより、3Rに関する普及啓発を推進します。 ・「循環資源利用促進税」を活用し、排出抑制やリサイクルにかかる技術開発・施設整備などを支援します。 ・家電リサイクル法や建設リサイクル法などの各種リサイクル法に基づき、循環資源の再生利用等を推進します。 ・<u>プラスチックごみの排出抑制に向けて、3Rに係る実践行動の定着などの意識向上を図っていきます。</u> <p>イ 廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、適切な助言・指導等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します。また、大規模災害の発生に備え、災害廃棄物にかかる対策を推進します。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ処理の広域化計画」の考え方を踏まえ、地域の実態に合った効率的なごみ処理施設の整備を促進します。 ・<u>平成30年3月に策定した「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を確保するとともに、市町村に対して計画策定を促進するなど技術的助言を行います。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、監視・指導等を行うとともに、優良処理業者を育成し、適正処理を推進します。また、関係機関等との適切な役割分担のもと、PCB廃棄物などの有害廃棄物の適正処理を進めます。 <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等への講師の派遣、各種会議等を通じた優良認定制度の普及啓発等により、優良処理業者の育成に努めます。 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正処理を進めま 	施策体系	個別計画・主な関連計画等	(2) 北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画	ア 3Rの推進	廃棄物処理計画	イ 廃棄物の適正処理の推進	ごみ処理の広域化計画		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ウ バイオマスの利活用の推進	バイオマス活用推進計画	エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックごみに係る記載追加 ・具体的な取組に係る記載追加
施策体系	個別計画・主な関連計画等																													
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画																													
ア 3Rの推進	廃棄物処理計画																													
イ 廃棄物の適正処理の推進	ごみ処理の広域化計画																													
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画																													
ウ バイオマスの利活用の推進	バイオマス活用推進計画																													
エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	環境産業振興戦略																													
施策体系	個別計画・主な関連計画等																													
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画																													
ア 3Rの推進	廃棄物処理計画																													
イ 廃棄物の適正処理の推進	ごみ処理の広域化計画																													
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画																													
ウ バイオマスの利活用の推進	バイオマス活用推進計画																													
エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画																													

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>す。</p> <p>○ 不法投棄等の不適正処理について、関係機関と連携し、適正処理に関する普及啓発等により未然防止を図るとともに、監視体制を強化して早期対応に努めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 産廃110番や民間事業者との不法投棄等通報協定の運用により、不適正処理への早期対応を図ります。 <p>ウ バイオマスの利活用の推進</p> <p>○ 「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、市町村などの取組を促進するとともに、利活用システムの構築や施設整備を支援します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップ窓口を活用して、バイオマスの利活用に関する技術・関連制度などの情報提供を行うとともに、関係者間のネットワークづくりを推進し、市町村における「バイオマス活用推進計画」等の策定や地域における事業化などを促進します。 家畜ふん尿や農作物非食用部、木質バイオマスなど各種のバイオマスの存在形態や地域の状況を踏まえ、効果的な利活用システムの構築や施設整備を支援します。 <p>エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興</p> <p>○ リサイクル関連産業の創出・育成や再生品の利用拡大・生産拡大の促進などにより、循環型社会ビジネスの振興を図ります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「循環資源利用促進税」を活用し、廃棄物リサイクルの事業化に向けた実証実験・市場調査、施設整備や技術開発への支援などを行うことにより、リサイクル関連産業を創出・育成します。 「北海道認定リサイクル製品・リサイクルブランド」のPRやグリーン購入の推進により、再生品の利用拡大・生産拡大を促進し、再生品市場の拡大を図ります。 	<p>す。</p> <p>○ 不法投棄等の不適正処理について、関係機関と連携し、適正処理に関する普及啓発等により未然防止を図るとともに、監視体制を強化して早期発見と早期対応に努めます。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 産廃110番や民間事業者との不法投棄等撲滅協定の運用により、不適正処理への早期発見と早期対応を図ります。 <p>ウ バイオマスの利活用の推進</p> <p>○ 「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、市町村などの取組を促進するとともに、利活用システムの構築や施設整備を支援します。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップ窓口を活用して、バイオマスの利活用に関する技術・関連制度などの情報提供を行うとともに、関係者間のネットワークづくりを推進し、市町村における「バイオマス活用推進計画」等の策定や地域における事業化などを促進します。 家畜ふん尿や農作物非食用部、木質バイオマスなど各種のバイオマスの存在形態や地域の状況を踏まえ、効果的な利活用システムの構築や施設整備による自立・分散型エネルギーの活用を支援します。 <p>エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興</p> <p>○ リサイクル関連産業の創出・育成や再生品の利用拡大・生産拡大の促進などにより、循環型社会ビジネスの振興を図ります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 「循環資源利用促進税」を活用し、廃棄物リサイクルの事業化に向けた実証実験・市場調査、施設整備や技術開発への支援などを行うことにより、リサイクル関連産業を創出・育成します。 「北海道認定リサイクル製品・リサイクルブランド」のPRやグリーン購入の推進により、再生品の利用拡大・生産拡大を促進し、再生品市場の拡大を図ります。 	<p>・具体的な取組に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造</p> <div data-bbox="184 548 584 583" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</div> <div data-bbox="231 604 1258 758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世界自然遺産の知床では、保全と適正な利用を進めるためのルールが確立され、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このような地域の環境特性に応じて保全と利用の両立を図る考え方は、道内のほかの地域においても、徐々に浸透しています。</p> <p>また、野生生物の適正な保護管理が図られ、野生生物による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が減少し、外来種による影響が抑えられています。</p> <p>さらには、人々に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺などの自然とのふれあいや、自然と調和した景観が確保されています。</p> </div> <div data-bbox="184 1354 338 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状と課題</div> <div data-bbox="184 1402 694 1438" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">《自然環境等の保全及び快適な環境の創造》</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性条約が発効して以来、世界的に生物多様性の保全が重視され、生物種の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るだけでなく、複数の生態系を相互に関連させて保全する生態系ネットワークの形成を図っていくことが求められています。 ○ 北海道には、国立・国定・道立を合わせて23か所の自然公園があり、その総面積の80%以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています。(表2-3-1参照) また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域2か所、自然環境保全地域1か所、自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域7か所など、合わせて約3万haが自然環境保全地域等に指定されています。 本道の優れた自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、各種保護地域制度等を活用し、このような優れた自然環境の保全を図っていく必要があります。 	<p>(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造</p>  <div data-bbox="1359 548 1760 583" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">めざす姿 (あるべき姿のイメージ)</div> <div data-bbox="1406 604 2404 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>一万年以上にわたり北の大地で生活を営んできた縄文の人々など、先人から受け継いできた広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、生活に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物など豊かな自然が維持されています。人々は、こうした自然とのふれあいを通じて北海道の環境について理解を深め、生態系が産業や暮らしを支えていることを理解し、環境を大切にすることを育んでいます。</u></p> <p>世界自然遺産や国立公園、国定公園をはじめとする自然公園などでは、<u>地域毎の自然資源の保全と適正な利用を進めるためのルールが定着し、自然と調和した景観が確保されたまま、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このように、地域の環境特性を十分認識し、そこから得られる便益(生態系サービス)を、持続可能な形で最大限引き出す考え方は、観光業以外の産業や暮らしの中にも広く定着しています。また、これらが魅力となり、関係人口や移住者の増加にも貢献しています。</u></p> <p>野生生物は<u>適正に保護管理され、種の保存やジビエ等の利用が図られているほか、地域の生態系の一部として産業や暮らしの中で一定の関わりが保たれることで、生活環境や農林水産業、生態系への被害が低減されるとともに、外来種の影響が理解され、排除を基本とした防除推進はもとより、新たな拡散も抑えられています。</u></p> </div> <div data-bbox="1359 1354 1513 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現状と課題</div> <div data-bbox="1359 1402 1866 1438" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【自然環境等の保全及び快適な環境の創造】</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性条約が発効して以来、世界的に生物多様性の保全が重視され、生物種の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るだけでなく、複数の生態系を相互に関連させて保全する生態系ネットワークの形成を図っていくことが求められています。 ○ 北海道には、国立・国定・道立を合わせて23か所の自然公園があり、その総面積の80%以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています。(表2-3-1参照) また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域2か所、自然環境保全地域1か所、自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域7か所など、合わせて約3万haが自然環境保全地域等に指定されています。 本道の<u>すぐれた</u>自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、各種保護地域制度等を活用し、このような<u>すぐれた</u>自然環境の保全を図っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> • SDGsに係る記載追加 • できるだけイメージを膨らませつつ前段の将来像のイメージと整合するよう変更

表2-3-1 自然公園の指定状況 (H25 年度末。単位：ha)

区分	指定箇所数	面積			
		総面積	特別地域	うち特別保護地区	普通地域
国立公園	6	508,308	398,433	89,709	109,875
国定公園	5	212,359	209,207	22,210	3,152
道立自然公園	12	146,873	122,985	-	23,888
計	23	867,540	730,625	111,919	136,915

表2-3-1 自然公園の指定状況 (R元年度末。単位：ha)

区分	指定箇所数	面積			
		総面積	特別地域	うち特別保護地区	普通地域
国立公園	6	509,558	398,758	89,709	110,800
国定公園	5	212,359	209,207	22,210	3,152
道立自然公園	12	146,873	120,135	-	26,738
計	23	868,790	728,100	111,919	140,690

・最新状況反映

○ 道内の湿原は、総面積が全国の湿原の約8割を占めるなど、本道の自然景観を特徴づけており、13箇所がラムサール条約の登録湿地となっています。

釧路湿原やサロベツ原野などにおいては、関係機関や民間団体等が連携して、自然再生推進法に基づく自然再生の取組が進められています。

○ 道内の豊かな森林は、ヒグマやシマフクロウなど北海道を代表する野生動物や多数の野生植物の生息・生育地として重要（生物多様性保全の機能）であるほか、木材・林産物の供給（木材等生産機能）、水資源の確保や洪水の緩和（水源涵養機能）、土砂災害の防止（山地災害防止・土壌保全機能）など、様々な機能を有しています。

このような多面的機能を十分に発揮するため、それぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の保全・整備を進めることが必要です。

○ 北海道の海岸は、総延長 3,143km におよび、自然状態が良好に維持されていることが特徴です。海岸やその沿岸の浅海域は、海鳥類や多様な海洋生物などの生育・生息地となっており、原生花園などが観光資源としても活用されるとともに、水揚げの大半を支える豊かな漁場として利用されています。

このような自然に恵まれた海岸・浅海域は、引き続きその保全に努めていくことが必要です。

○ 都市、農村、河川の周辺などに存在する身近な自然などについては、多様な生物の生息・生育地、あるいは生態系を連結する機能を持つ地域として保全と適正な利用を図り、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要です。

(北海道らしい景観の形成)

○ 北海道の景観は、雄大な自然の中で地理的条件や気候、土地利用など様々な要因が複合的に関わって生み出されており、広域性と多様性が特徴となっています。

景観に対する道民の関心も高まっており、広域景観づくりなど地域の自然や生活、産業に

○ 道内の湿原は、総面積が全国の湿原の約8割を占めるなど、本道の自然景観を特徴づけており、13箇所がラムサール条約の登録湿地となっています。

釧路湿原やサロベツ原野などにおいては、関係機関や民間団体等が連携して、**湿原が持つ防災や水質浄化機能などにも着目し、自然再生推進法に基づき湿原生態系を再生する**取組が進められています。

○ 道内の豊かな森林は、ヒグマやシマフクロウなど北海道を代表する野生動物や多数の野生植物の生息・生育地として重要（生物多様性保全の機能）であるほか、木材・林産物の供給（木材等生産機能）、水資源の確保や洪水の緩和（水源涵養機能）、土砂災害の防止（山地災害防止・土壌保全機能）など、様々な機能を有しています。

このような多面的機能を十分に発揮するため、それぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の保全・整備を進めることが必要です。

○ 北海道の海岸は、総延長 **3,098**km におよび、自然状態が良好に維持されていることが特徴です。海岸やその沿岸の浅海域は、海鳥類や多様な海洋生物などの生育・生息地となっており、原生花園などが観光資源としても活用されるとともに、水揚げの大半を支える豊かな漁場として利用されています。

このような自然に恵まれた海岸・浅海域は、引き続きその保全を通じて、**豊かな生産性や観光資源の維持**に努めていくことが必要です。

○ 都市、農村、河川の周辺などに存在する身近な自然などについては、多様な生物の生息・生育地、あるいは生態系を連結**したり、気温の上昇を抑制するなどの**機能を持つ地域として保全と適正な利用を図り、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要です。

(北海道らしい景観の形成)

○ 北海道の景観は、雄大な自然の中で地理的条件や気候、土地利用など様々な要因が複合的に関わって生み出されており、広域性と多様性が特徴となっています。

景観に対する道民の関心も高まっており、広域景観づくりなど地域の自然や生活、産業に

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版	新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)	主な変更点
<p>根ざした北海道らしい景観づくりの推進が求められています。</p> <p>《知床世界自然遺産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界自然遺産に登録された知床の類まれな自然環境とこの地域で暮らす人々の文化等を人類共有の財産と位置付け、より良い形で将来に引き継ぐため、道をはじめとした関係行政機関・団体が連携し、道民、来訪者、事業者等が一丸となって、知床の保全や適正な利用を進めるとともに、知床での優れた取組やルールを、他の地域にも波及させることが求められています。 <p>《自然とのふれあいの推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な自然であるみどりや水辺をはじめとした自然とのふれあいは、生活にうるおいややすらぎを与えるものであり、これらの自然と親しむ場や機会の確保が求められています。 ○ また、近年、自然とのふれあいを求めるニーズの高まりなどを背景としたアウトドア活動の活発化等に伴い、一部の自然公園では、登山道の浸食や希少な野生植物の踏み荒らしなど、利用者の増加やマナーの低下等に起因する自然環境への悪影響が懸念されています。自然環境の適正な利用を図るため、観光やアウトドア関連の事業者と連携した取組を進めていくことが必要です。 <p>(動物愛護と管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物の飼い方に起因する迷惑問題や安易な飼養放棄などが問題となっています。動物との正しい付き合い方を理解し、動物とのかかわりを通じて生命尊重の精神を育むことで、人と動物が共生できる社会を構築することが求められています。 <p>《野生生物の保護管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性保全の観点から、絶滅のおそれのある希少野生生物の保護や、生態系等への影響が懸念される外来種の防除、野生生物による農林水産業被害の防止・軽減など、自然との共生を基本として、生息・生育状況等の現状把握に努め、適正な保護管理を推進していく必要があります。 <p>(希少野生生物の保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本道では、日本の中でも特有な生態系とともに特有の生物相が形成されていますが、野生生物の中には、開発などに伴う生息・生育地の改変などにより、絶滅が懸念される種があります。このため、道では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を「北海道レッドデータブック2001」として公表するとともに、生物多様性保全条例に基づき捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」を指定するなど、道内に生息・生育する希少な野生生物の保護を図っており、今後も生息・生育状況等の現状把握に努め、対策を推進する必要があります。 <p>(外来種対策)</p>	<p>根ざした北海道らしい景観づくりの推進が求められています。</p> <p>【知床世界自然遺産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界自然遺産に登録された知床の類まれな自然環境とこの地域で暮らす人々の文化等を人類共有の財産と位置付け、より良い形で将来に引き継ぐため、道をはじめとした関係行政機関・団体が連携し、道民、来訪者、事業者等が一丸となって、知床の保全や適正な利用を進めるとともに、知床での<u>すぐれた</u>取組やルールを、他の地域にも波及させることが求められています。 <p>【自然とのふれあいの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な自然であるみどりや水辺をはじめとした自然とのふれあいは、生活にうるおいややすらぎを与えるものであり、これらの自然と親しむ場や機会の確保が求められています。 ○ また、近年、自然とのふれあいを求めるニーズの高まりや<u>インバウンドの増加</u>を背景としたアウトドア活動の活発化等に伴い、一部の自然公園では、登山道の浸食や希少な野生植物の踏み荒らしなど、利用者の増加やマナーの低下等に起因する自然環境への悪影響が懸念されています。自然環境の適正な利用を図るため、観光やアウトドア関連の事業者と連携した取組を進めていくことが必要です。 <p>(動物愛護と管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ペットは伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存在である一方、動物の飼い方に起因する迷惑問題や安易な飼養放棄などが問題となっています。動物との正しい付き合い方を理解し、動物とのかかわりを通じて生命尊重の精神を育むことで、人と動物が共生できる社会を構築することが求められています。 <p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性保全の観点から、絶滅のおそれのある希少野生生物の保護や、生態系等への影響が懸念される外来種の防除、野生生物による農林水産業被害の防止・軽減など、自然との共生を基本として、生息・生育状況等の現状把握に努め、適正な保護管理を推進していく必要があります。 <p>(希少野生生物の保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本道では、日本の中でも特有な生態系とともに特有の生物相が形成されていますが、野生生物の中には、開発などに伴う生息・生育地の改変などにより、絶滅が懸念される種があります。このため、道では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を「北海道レッドデータブック2001」として公表するとともに、生物多様性保全条例に基づき捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」を指定するなど、道内に生息・生育する希少な野生生物の保護を図っており、今後も生息・生育状況等の現状把握に努め、対策を推進する必要があります。 <u>また、絶滅のおそれのある動物の中には渡り鳥など国境を越えて移動するものもあることから、国の機関と連携して国際的な協力の取組についても推進する必要があります。</u> <p>(外来種対策)</p>	<p>・国際的な取組の視点に係る記載追加</p>

旧 環境基本計画 [第2次計画]改定版

○ アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来種は、地域固有の生物多様性をゆがめ、生態系を破壊する要因として、近年、大きな問題となっています。

道では、北海道の外来種リストを「北海道ブルーリスト2010」として公表しており、生物多様性保全条例に基づく「指定外来種」及び外来生物法に基づく「特定外来生物」を含めた外来種全般に対する総合的な取組を推進する必要があります。

(野生鳥獣の保護管理)

○ 野生鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の計画的な指定等を進めています。

一方、人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしているものがあり、野生鳥獣の適正な保護管理が求められています。

<道指定の鳥獣保護区(平成25年度末現在)> 297か所 総面積 約26万ha

○ エゾシカは、生息数の増加により、甚大な農林業被害をはじめ、希少植物の食害や自動車等との衝突事故の発生などを引き起こし、生態系や道民の生活に様々な影響を及ぼしています。

農林業被害額は、平成23年度(約64億円)をピークに減少傾向にあるものの依然として高水準であり、適正な生息数とするための個体数管理に加え、有効活用の促進なども含めた総合的な対策を推進する必要があります。(図2-3-1参照)

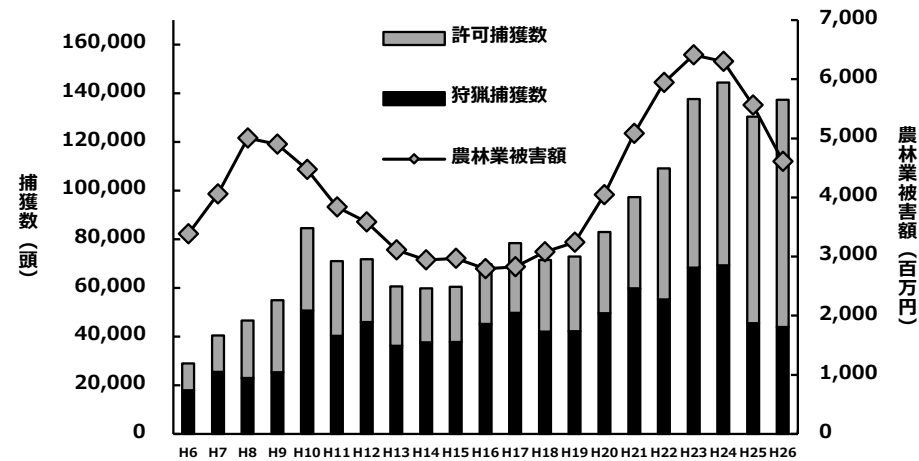


図2-3-1 全道におけるエゾシカ捕獲数と農林業被害額

○ 国内では北海道のみに生息するヒグマは、過去に分布域の分断や縮小が起こり、その後の回復も確認されていない地域がある一方で、近年の市街地出没の多発など、生息数の増加や分布域の拡大が示唆される地域があります。

このため、人身被害の防止、人里への出没の抑制や農業被害の軽減を図りながら、地域個体群を存続させることを目的に、総合的な対策を実施していく必要があります。

新 環境基本計画 [第3次計画] (部会案)

○ アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来種は、地域固有の生物多様性をゆがめ、生態系を破壊する要因として、近年、大きな問題となっています。

道では、北海道の外来種リストを「北海道ブルーリスト2010」として公表しており、生物多様性保全条例に基づく「指定外来種」及び外来生物法に基づく「特定外来生物」を含めた外来種全般に対する総合的な取組を推進する必要があります。

セイヨウオオマルハナバチやアズマヒキガエルなどについては市民活動による防除等の取組が行われていますが、行政と道民等が協働して、こうした外来種の防除等の取組を進めていく必要があります。

(野生鳥獣の保護管理)

○ 野生鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の計画的な指定等を進めています。

一方、人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしているものがあり、野生鳥獣の適正な保護管理が求められています。

<道指定の鳥獣保護区(平成30年度末現在)> 296か所 総面積 約26万ha

○ エゾシカは、生息数の増加により、甚大な農林業被害をはじめ、希少植物の食害や自動車等との衝突事故の発生などを引き起こし、生態系や道民の生活に様々な影響を及ぼしています。

農林業被害額は、平成23年度(約64億円)をピークに減少傾向にあるものの依然として高水準であり、適正な生息数とするための個体数管理に加え、有効活用の促進なども含めた総合的な対策を推進する必要があります。(図2-3-1参照)

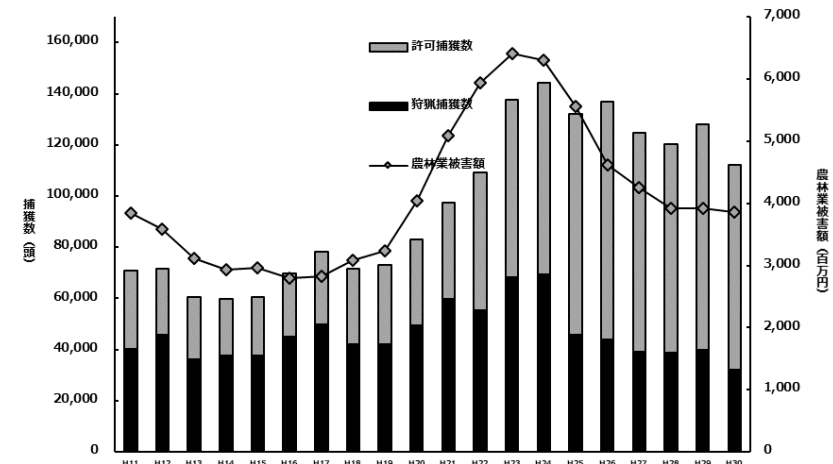


図2-3-1 全道におけるエゾシカ捕獲数と農林業被害額

○ 国内では北海道のみに生息するヒグマは、過去に分布域の分断や縮小が起こった地域がある一方で、近年の市街地出没の多発など、生息数の増加や分布域の拡大が示唆される地域があります。

このため、人身被害の防止、人里への出没の抑制や農業被害の軽減を図りながら、地域個体群を存続させることを目的に、総合的な対策を実施していく必要があります。

主な変更点

・市民活動による外来種対策に係る記載追加

・回復状況は不明であるため正確な表現に修正